

# 第3期朝来市地域福祉計画

平成 29 年 3月

朝 来 市



# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の性格	3
2-1	根拠法令	3
2-2	計画期間	3
2-3	他計画との関係	4
3	計画の策定体制	5
3-1	計画内容の協議	5
3-2	計画内容へ市民ニーズの反映	5
4	上位・関連計画の概要	7
4-1	まちづくり計画	7
4-2	福祉分野の事業計画等	8
第2章	朝来市の現状	11
1	朝来市の地域福祉を取り巻く状況	12
1-1	人口の推移	12
1-2	世帯の推移	16
1-3	障害のある人(手帳所持者等)	17
1-4	要支援・要介護認定者	18
1-5	地域福祉を支える組織等の状況	19
2	市民の地域福祉ニーズ等	28
2-1	平成28年度朝来市民アンケート調査	28
2-2	関係団体等意識調査	31
2-3	第2期計画の進捗状況からみた主な課題	33
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	地域福祉の推進課題	36
2	基本理念	38
3	基本目標と施策の方向	39
第4章	地域福祉の展開	41
基本目標1	地域福祉への理解と参加	42
1-1	啓発・広報活動の推進	42
1-2	福祉学習の推進	44
1-3	地域福祉を担う人材の発掘と育成	46
基本目標2	地域での支え合い	48
2-1	福祉課題を話し合う場づくり	48
2-2	支援を必要とする人の把握と支援体制の整備	50
2-3	ボランティア活動の推進	52
2-4	各種団体等の活動支援	54
2-5	交流活動の推進	56
2-6	制度のはざまにいる人への支援	58

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり .....	60
3 - 1 外出・移動支援の充実 .....	60
3 - 2 災害時要援護者支援体制の強化 .....	62
3 - 3 防犯活動の推進 .....	65
基本目標4 福祉サービスの利用支援と充実に向けた展開 .....	67
4 - 1 情報を届ける仕組みの充実 .....	67
4 - 2 相談体制の充実 .....	69
4 - 3 権利擁護の推進 .....	71
4 - 4 福祉サービスの質の向上 .....	73
4 - 5 ケアマネジメントの充実 .....	75
基本目標5 地域福祉社会形成の基盤強化 .....	77
5 - 1 公共施設の有効利用・充実 .....	77
第5章 計画の推進 .....	79
1 各主体の地域福祉への積極的な参加 .....	80
2 地域福祉の推進・調整役 .....	81
2 - 1 社会福祉協議会 .....	81
2 - 2 行政機関 .....	82
3 計画内容の点検と評価 .....	83
資料 .....	85
1 計画策定委員会 .....	86
1 - 1 設置要綱 .....	86
1 - 2 委員名簿 .....	88
2 策定経過 .....	89
3 用語解説 .....	90

---

## 第1章 はじめに

---

# 1 計画策定の背景と目的

---

地域福祉とは、住み慣れた地域ですべての人びとが安心して暮らせるよう、市民・地域・行政（市）がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

これまで、地方自治体や社会福祉協議会等では、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ等の助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型のホームヘルプサービスや配食・移送サービス等の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

最近では、高齢者とボランティアがともに企画・運営し、楽しい時間を過ごす活動である「ふれあい・いきいきサロン（地域ミニデイ）」に端を発するいわゆる「サロン活動」も、子育てサロンや障害者サロンの展開へと広がりを見せるとともに、グループホームでの生活支援といったサービス形態が定着化するなど、地域福祉実践の新しい動きが進みつつあります。

地域福祉は、ホームヘルプサービスや福祉サービス利用援助事業といった法に基づき制度化された福祉サービス事業でのみ実現するものではありません。地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者の協働による実践によって支えられています。

また、近年、社会・経済状況の大きな変化にともなって、これまでは福祉の対象とはなり難かったホームレスといった社会的援護を要する人たちへの支援、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。そのためにも、地域社会での支え合い活動の取組の推進が大切です。

朝来市では、「地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち」を基本理念とする第2期朝来市地域福祉計画を平成24年3月に策定しました。

この計画の期間が平成28年度で終了するため、現状の福祉課題や地域福祉に求められる新たな要素を加え、平成29年度を初年度とする『第3期朝来市地域福祉計画』を策定することとしました。

## 2 計画の性格

---

### 2-1 根拠法令

---

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となります。

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

最終改正：平成二八年六月三日法律第六三号

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 2-2 計画期間

---

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等への対応や他の保健福祉関連計画との調整を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

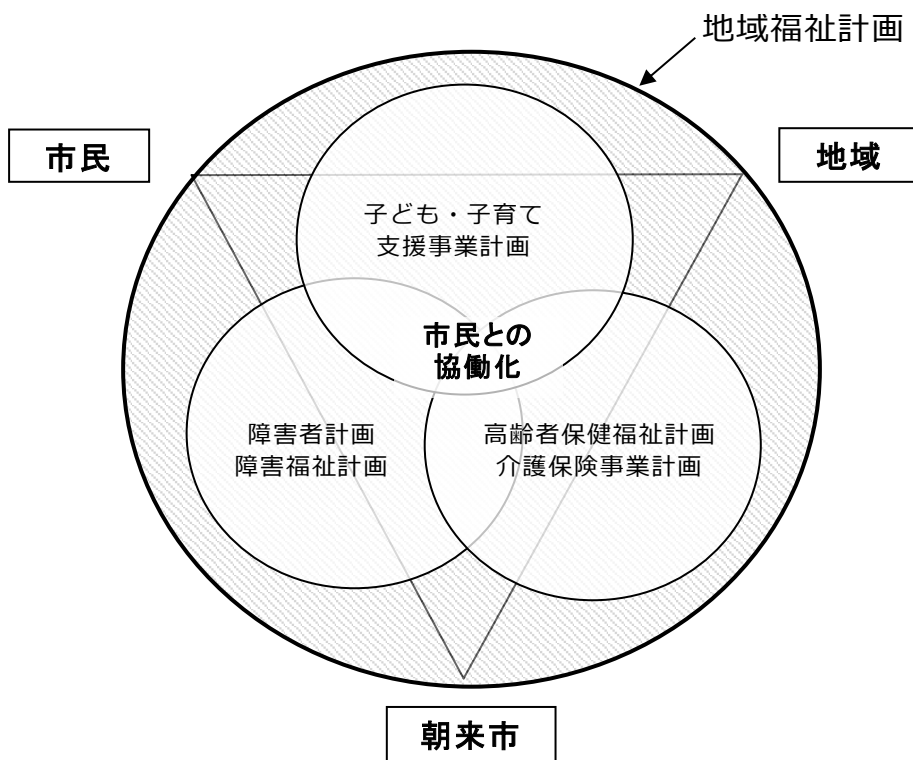
## 2-3 他計画との関係

本計画は、上位計画となる「第2次朝来市総合計画」（平成25年9月策定）に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るための指針となります。

また、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各分野計画との整合・連携を図り、地域住民との参加や協働という視点で策定するものです。

なお、地域福祉を推進する具体的な取組については、朝来市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」との整合を図り、連携しながら進めていくものとします。

市の主な保健福祉関連計画との関係





## 3 計画の策定体制

---

### 3-1 計画内容の協議

---

#### (1) 朝来市地域福祉計画策定委員会での協議

計画策定にあたっては、学識経験者、地域団体の代表者、福祉団体を代表する者、社会福祉施設を代表する者、市民の代表者及び行政機関等で構成される「朝来市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等の協議を行いました。

#### (2) 行政機関内部の体制

市は市民に最も身近な行政機関として、地域福祉に関する施策を総合的に推進するよう、さまざまな施策や事業を体系的に検討・調整することが求められます。

そこで、本計画の策定にあたっては、計画策定の事務局である健康福祉部社会福祉課を中心に、市の関連する各部課等と施策や事業について調整を行いました。

### 3-2 計画内容へ市民ニーズの反映

---

#### (1) 関係団体等意識調査の実施

地域福祉の実践において重要な役割を担う市内の各関係団体等（民生委員・児童委員協議会、地域自治協議会、福祉施設、福祉関係各団体、ボランティアグループ）を対象とした意向調査を平成 28 年 12 月に実施し、現状における課題の把握や施策の方向性を検討する基礎資料としました。

#### (2) 市民を対象としたアンケート調査結果の活用

地域福祉の推進に必要な施策や活動を検討する際の基礎となる市民の福祉ニーズや意向については、第2次朝来市総合計画で掲げる施策指標の進捗を把握するために平成 28 年 5 月に実施した「朝来市民アンケート調査」の結果を活用しました。

また、福祉分野の各事業計画等を策定する際に把握された現状や課題も活用しています。

### **(3) パブリックコメントの実施**

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、平成 29 年 2 月 20 日（月）から同年 3 月 10 日（金）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 4 上位・関連計画の概要

### 4-1 まちづくり計画

#### (1) 第2次朝来市総合計画

	計画期間	平成26年度～平成33年度
基本構想	基本理念	創造 絆力 自立
	将来像	あなたが好きなまち・朝来市
	施策のテーマ	① 好きなまちで働く ⇒社会増の促進 ② 好きなまちでエコライフ⇒社会減の抑制 ③ 好きなまちで子育て ⇒自然増の促進 ④ 好きなまちで生涯現役 ⇒自然減の抑制
	重点プラン	(1)「メイドイン朝来」プロジェクト (2)「朝来@Home (あっとホーム)」プロジェクト (3)「生涯現役の場おこし大作戦」プロジェクト
基本計画	5 好きなまちで生涯現役 《自然減抑制》  (5)みんなで支える地域福祉の推進【28】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域で一人ひとりが互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。</li> <li>・市民の福祉意識の醸成と高揚を図るため、情報提供、啓発活動を行います。</li> <li>・生活を支える社会保障制度の適正な実施を図ります。</li> <li>・地域自治協議会等との連携や協働により、地域で種々の講習会や集会を開催し、福祉の担い手の育成やボランティアの養成を図ります。</li> <li>・日常生活の支えとなる社会福祉団体を支援します。</li> </ul>

#### (2) 朝来市創生総合戦略

	計画期間	平成27年度～平成31年度
	基本理念	シビックプライド(まちへの愛着・誇り)を醸成し、朝来市を担い貢献する「ひと」をつくり、その「ひと」が魅力ある多様な「しごと」をつくり、その「ひと」と「しごと」が希望を持ち、心豊かな暮らしを営める「まち」をつくり、その「まち」が、「ひと」を呼び込むという好循環を目指す。
	地域福祉に関する記述	基本目標① 【ひと】朝来市を担い貢献する人財づくり ○出会いから子育てまでの切れ目ない支援 ・安心して働き、出産・子育てがしやすい環境を構築するための支援を切れ目なく行います。

## 4-2 福祉分野の事業計画等

### (1) 朝来市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	平成 27 年度～平成 31 年度
基本理念	子ども・家庭・地域を笑顔でつむ 子育て・子育て応援のまち 朝来
地域福祉に関する記述	<p>第4章 施策の内容</p> <p>1. すべての子どもと家庭への支援</p> <p>(1) 地域における子育て気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援に向けた意識啓発</li> <li>・地域における子育て支援活動の推進</li> <li>・子育て支援ボランティアの育成・支援</li> </ul> <p>(2) 家庭や地域の子育て力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援拠点づくり</li> <li>・地域活動を通じた家庭教育の充実</li> </ul> <p>(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止など要保護児童対策の推進</li> <li>・児童虐待に関する情報提供、相談体制の充実</li> <li>・ひとり親家庭に対する相談体制、子育てや生活に関する支援の充実</li> </ul> <p>3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成</p> <p>(1) 地域における青少年の健やかな育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりの推進</li> <li>・地域における多様な体験・交流活動の充実</li> <li>・各種指導者・ボランティアの育成</li> <li>・街頭巡回指導、環境浄化活動の実施</li> </ul> <p>4. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり</p> <p>(1) 子育てしやすい生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりと潤いのある住環境の整備</li> <li>・福祉のまちづくりの推進</li> <li>・バリアフリー関連情報の提供</li> </ul> <p>(2) 子どもを取り巻く安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策の推進</li> <li>・子どもを見守る活動の推進</li> </ul>

**(2) 第2期朝来市障害者計画・第4期朝来市障害福祉計画**

計画期間	障害者計画 平成26年度～平成29年度 障害福祉計画 平成27年度～平成29年度
基本理念	“障害のある人もない人も、 ともに理解し合い、支え合いながら、 いつまでも安心して暮らせるまちづくり”
地域福祉に関する記述	第2章 施策の方向 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり (4) 地域福祉の推進 ①地域自治協議会における地域づくりの推進 ②市社会福祉協議会における地域福祉の推進 ③民生委員・児童委員等への情報提供、情報交換の充実 基本目標7 ともに理解し合うための環境づくり (3) ボランティア活動の推進 ①ボランティア活動に対する市民意識の醸成と参加の促進 ②ボランティアの育成 ③市社会福祉協議会によるボランティア活動への支援強化 ④企業等の社会貢献活動の促進

### (3) 朝来市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画

計画期間	平成27年度～平成29年度
基本理念	高齢者が生きがいを持って、安心・安全に 自分らしく生活できるまちづくり ～地域包括ケアシステムの実現に向けて～
地域福祉に関する記述	<p>第4章 施策の展開</p> <p>1. 地域で支える包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）づくり</p> <p>(5) 地域福祉計画と連携した福祉活動の推進</p> <p>① 地域福祉の推進</p> <p>○ 福祉意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族団らんや親子の会話の促進を啓発するなど、幼少期から福祉意識を醸成する取組を推進</li> <li>・ 市の広報やホームページの活用による福祉意識の高揚に向けた啓発</li> <li>・ 市社会福祉協議会、市教育委員会をはじめとする幅広い関係機関との連携による学習や講演会など、実践的な活動を推進</li> </ul> <p>○ 市社会福祉協議会による地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さまざまな地域福祉に関する活動を実施</li> <li>・ 関係団体等のネットワークづくりや地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進</li> </ul> <p>② ボランティア活動の推進</p> <p>○ ボランティアの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市社会福祉協議会と連携し、小・中学校、高等学校における福祉教育への支援</li> <li>・ 福祉教育の普及・啓発等を担う福祉教育・ボランティア学習推進員を育成</li> <li>・ ボランティアスクールの開催</li> </ul> <p>○ 企業等の社会貢献活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市社会福祉協議会による企業ボランティアの育成を目指したセミナー等の開催</li> <li>・ 就業者のボランティア休暇の取得促進に向けた広報・啓発活動の実施</li> </ul>

---

## 第2章 朝来市の現状

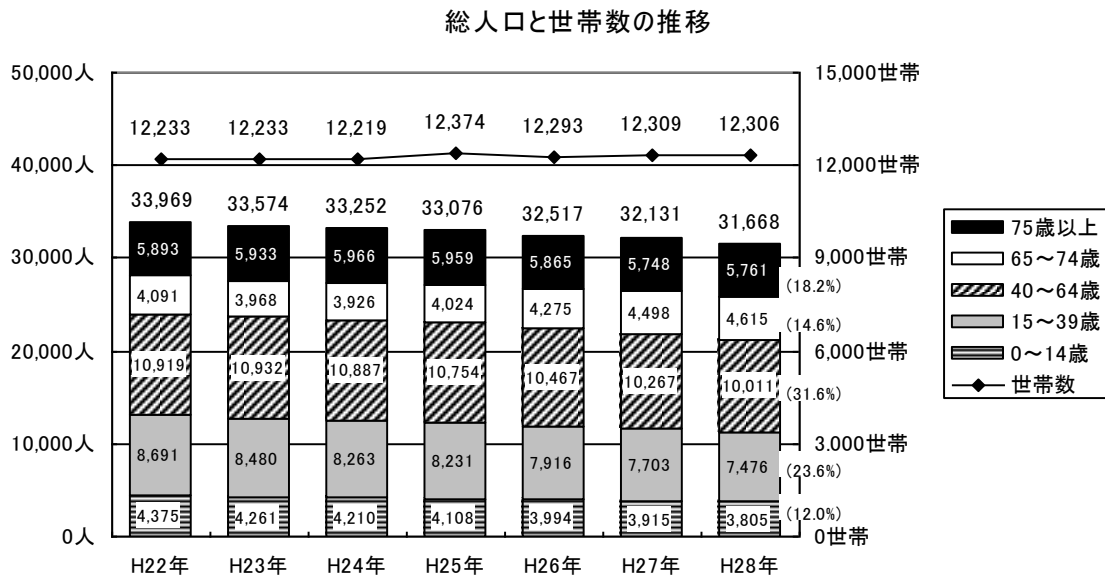
---

# 1 朝来市の地域福祉を取り巻く状況

## 1-1 人口の推移

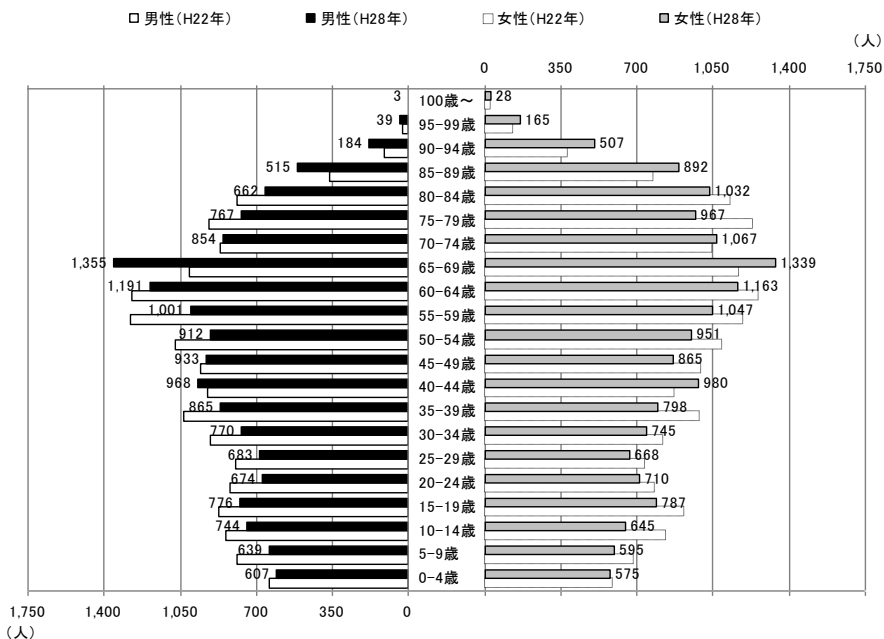
### (1) 総人口の構成

総人口は減少傾向が続いており、少子高齢化が進行しています。平成28年3月末現在、総人口は31,668人、年少人口は3,805人、老年人口は10,376人となっています。



\* 住民基本台帳(各年3月末現在)

### 人口ピラミッド(H22年とH28年の比較)



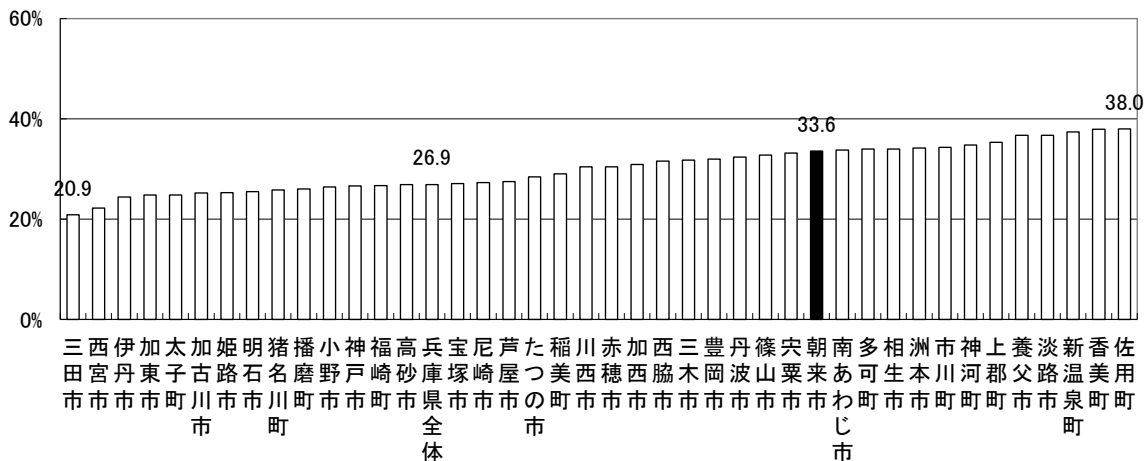
\* 住民基本台帳(各年3月末現在)



## (2) 高齢化率

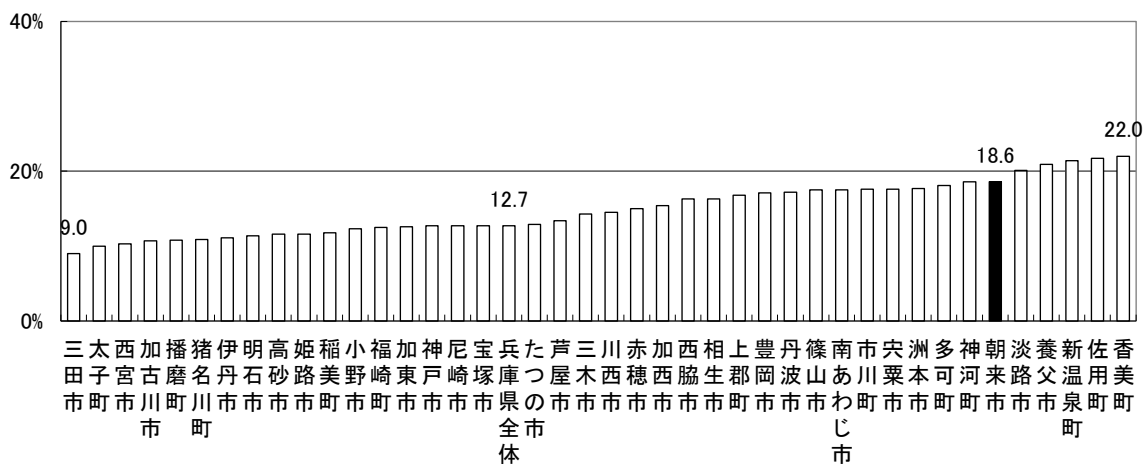
県内市町で比較すると、本市の高齢化率は 33.6%と比較的高い方に位置します。総人口に占める 75 歳以上人口の比率では、上から 6 番目に高く、高齢化が着実に進行しています。

県内市町の高齢化率



\* 兵庫県 高齢者保健福祉関係資料(平成 28 年 2 月 1 日現在)

県内市町の総人口に占める 75 歳以上人口の比率



\* 兵庫県 高齢者保健福祉関係資料(平成 28 年 2 月 1 日現在)

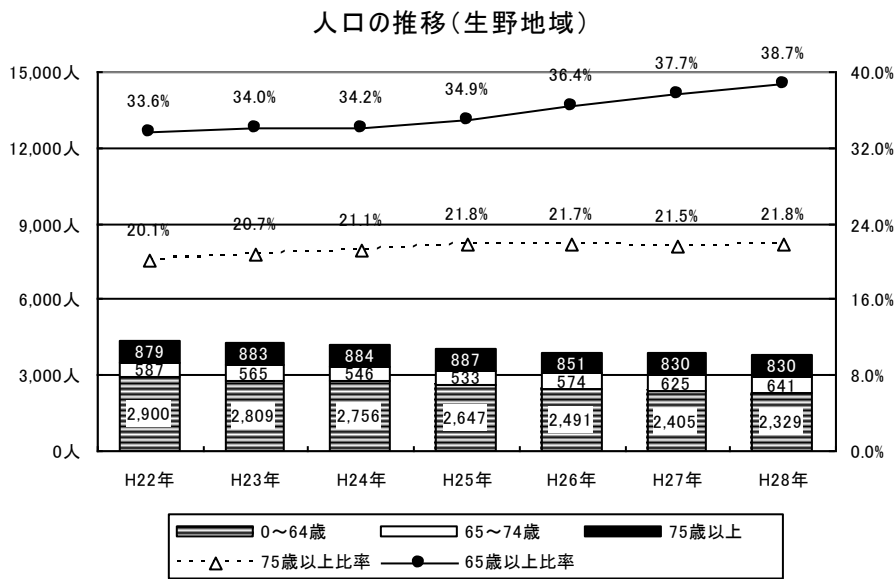
### (3) 地域別人口

すべての地域で人口は減少していますが、ここ7年間の減少率は生野地域の-13.0%が最も高く、朝来地域-8.7%、山東地域-6.0%、和田山地域-4.7%と続いています。

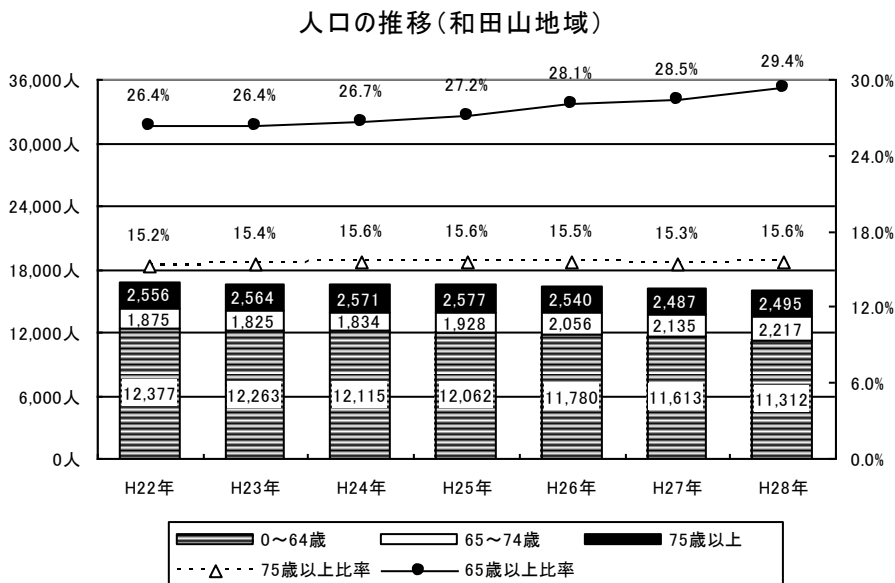
高齢化率（65歳以上比率）や75歳以上比率にも地域差がみられます。

\* 住民基本台帳（各年3月末現在）

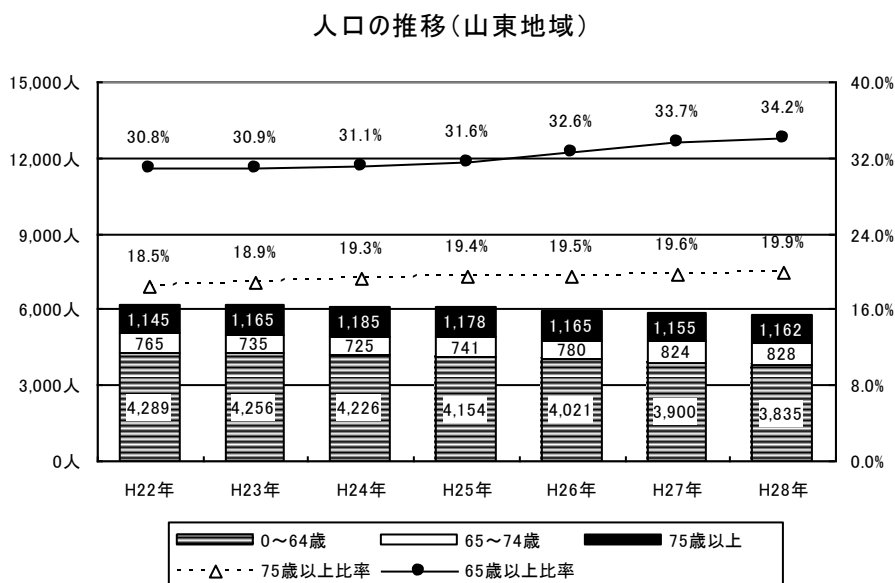
#### ① 生野地域



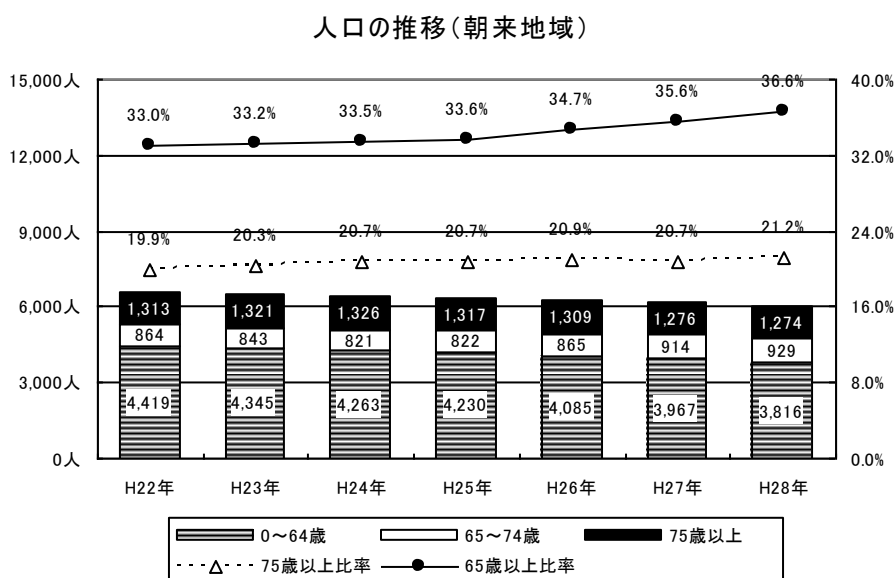
#### ② 和田山地域



③山東地域



④朝来地域



(4) 外国人

人数に大きな変動はなく、200人前後で推移しています。

外国人人口の推移

(単位:人)

H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
184	187	174	197	192	200	208

\* 住民基本台帳(各年3月末現在)

## 1-2 世帯の推移

寮・病院・入所施設等を除く一般世帯では、核家族世帯と単身世帯が占める割合が増加しており、“世帯の細分化”が進んでいます。

平成 27 年の国勢調査によると、一般世帯のうち、高齢者のいる世帯は 44.3%、ひとり親世帯は 1.9%という状況です。中でも高齢者の単身世帯（12.5%）や夫婦のみ世帯（14.9%）は増加傾向がみられ、一般世帯全体の 27.4%を占めています。

また、生活保護の状況を見ると、平成 28 年 3 月現在、保護世帯 86 世帯、保護人員 109 人となっています。

国勢調査における世帯構成の推移

(単位:人)

		H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	
一般世帯	核家族世帯	5,702	6,076	6,236	6,317	6,372	(55.6%)
	単身世帯	2,167	2,355	2,608	2,731	2,923	(25.5%)
		5,744	4,079	4,382	4,629	5,077	(44.3%)
高齢者のいる 一般世帯	単身世帯	785	905	1,078	1,232	1,429	(12.5%)
	夫婦のみ世帯	1,289	1,459	1,547	1,582	1,712	(14.9%)
	その他の世帯	3,670	1,715	1,757	1,815	1,936	(16.9%)
		135	173	190	203	221	(1.9%)
ひとり親世帯	母子家庭	—	151	171	188	192	(1.7%)
	父子家庭	—	22	19	15	29	(0.3%)

\* 国勢調査

生活保護世帯数等の推移

(単位:世帯、人、%)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
保護世帯	111	111	102	97	99	87	86
保護人員	139	134	125	117	117	102	109
保護率	11.4	11.0	10.2	9.5	9.5	8.3	8.9

\* 各年3月末現在

\* % (パーミル) : 1000 分の 1 を 1 とする単位

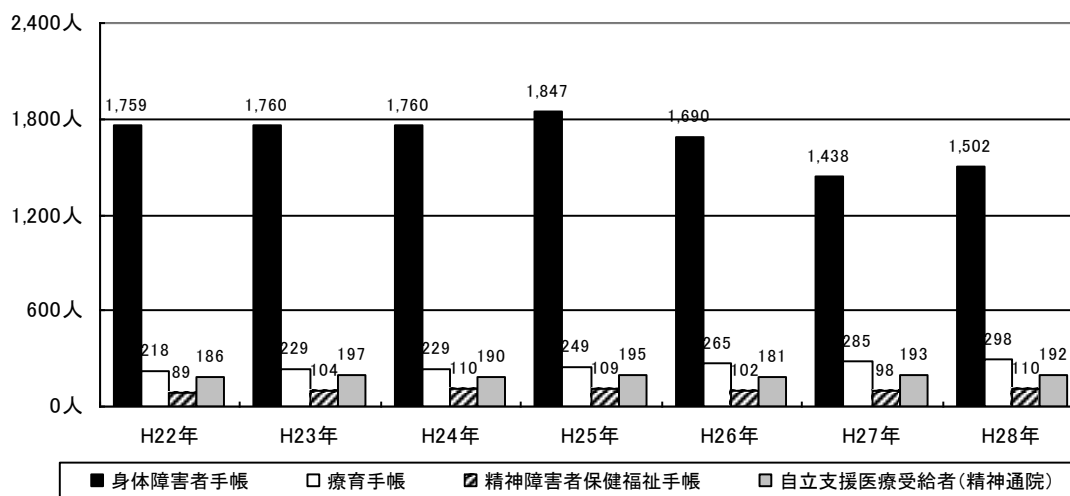
### 1-3 障害のある人（手帳所持者等）

身体障害者手帳所持者は 1,500 人強に減少しているものの、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいに推移しています。

特に、精神障害のある人の自立支援医療受給者（精神通院）は、精神障害者保健福祉手帳所持者数を上回っています。

年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は 65 歳以上が全体の 7 割強を占めています。一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64 歳が多くみられます。

手帳所持者数等の推移



\* 各年3月末現在

等級別手帳所持者数

(単位:人)

		0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
身体障害者手帳 所持者	計	24	400	1,078	1,502
	1 級	14	138	286	438
	2 級	8	77	143	228
	3 級	1	49	160	210
	4 級	0	71	316	387
	5 級	0	43	94	137
療育手帳所持者	計	81	199	18	298
	A (重度)	24	78	11	113
	B1 (中度)	13	62	2	77
	B2 (軽度)	44	59	5	108
精神障害者 保健福祉手帳所持者	計	0	81	29	110
	1 級	0	5	10	15
	2 級	0	54	15	69
	3 級	0	22	4	26

\* H28 年3月末現在

## 1-4 要支援・要介護認定者

介護保険制度における要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、平成 28 年 3 月末現在、2,413 人となっています。

介護度の構成をみると、要支援 1 が 30.3% で最も多く、次いで要介護 1 の 21.4%、要介護 2 以上ではそれぞれ 10% 前後という状況です。

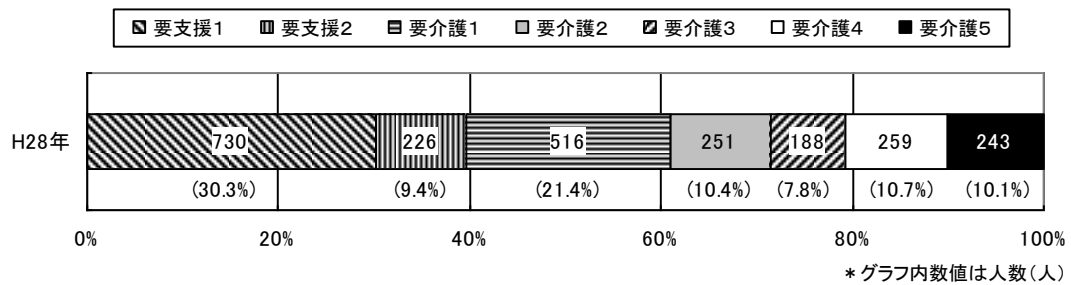
要支援・要介護認定者の推移

(単位: 人)

H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
1,907	1,925	2,138	2,234	2,284	2,323	2,413

\* 各年 3 月末現在

要支援・要介護認定者数の構成(平成 28 年 3 月末)



## 1-5 地域福祉を支える組織等の状況

### (1) 朝来市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する地域福祉を推進する団体です。朝来市社会福祉協議会は、朝来市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

平成28年度の活動基本方針は以下のようになっています。

理 念	誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続した法人運営に向け、組織機構や活動の見直しを図る。</li> <li>・総合相談活動の充実を図り、地域支援・個別支援活動を強化する。</li> </ul>
重点活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新役員体制及び関連する組織機構を早期に検討するとともに、介護保険制度の動向と介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）等を考慮する中、第二次地域福祉推進計画及び第二次社協発展計画を検討し策定します。</li> <li>2) 障害者の自立支援を目的とした「複合型多機能施設」建設に向け、具体的な設計と事業の調整及び協議に入ります。</li> <li>3) 介護、困窮・資金貸付、地域づくりなどあらゆる生活課題・地域課題の対応を図るため、高齢者相談センター、障害者相談支援等情報を共有し、支援（対応）検討により総合相談としての機能を強化します。</li> <li>4) 地域住民の参画による多様な生活支援の充実を図るため、地域支援活動並びに地域支援員の活動を強化するとともに、地域の支え合い体制づくりを推進し、生活支援コーディネーターの配置について協議・検討します。</li> <li>5) 段階的な職員研修を継続的に実施します。また、OJT担当者制度の充実と強化を図るため、日常業務の中で計画的に担当職員が働きかけ、職員育成及び問題意識を高めるよう努め、職場環境の改善と活性化を進め働きがいのある職場づくりに努めます。</li> </ol>

## (2) 地域自治協議会

本市では、一定のまとまりのある地域内の市民が、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織として「地域自治協議会」が組織されています。

朝来市自治基本条例第 15 条 2 において、地域自治協議会は次の事項を満たさなければならないとされています。

- 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

### 地域自治協議会の設立状況

小学校区	協議会名	設立年月日	集落数
生 野	いくの地域自治協議会	平成 20 年 6 月 28 日	14
奥銀谷	奥銀谷地域自治協議会	平成 20 年 5 月 24 日	8
糸 井	糸井地域自治協議会	平成 20 年 2 月 24 日	15
大 蔵	大蔵地区地域自治協議会	平成 20 年 3 月 23 日	12
和田山	和田山地区地域自治協議会	平成 20 年 9 月 28 日	15
東 河	東河地区協議会	昭和 30 年代	9
竹 田	竹田地域自治協議会	平成 20 年 3 月 23 日	19
梁 瀬	梁瀬地域自治協議会	平成 20 年 9 月 28 日	19
粟 鹿	粟鹿地域自治協議会	平成 20 年 7 月 27 日	10
与布土	与布土地域自治協議会	平成 19 年 6 月 17 日	10
中 川	朝来地域自治協議会	平成 19 年 12 月 23 日	11
山 口			19



### (3) ボランティア

本市における登録ボランティア活動団体は、朝来市社会福祉協議会のボランティア市民活動センターに171グループ（平成29年1月末現在）が登録されており、各地域でそれぞれの活動を行っています。

#### ①生野ボランティアステーション

グループ名	活動内容
ふれあいグループ	給食・会食・奉仕活動
生野町手話サークルみんなの手	聴覚障害者との交流を深める
新町ふれあいセンター	地域ミニデイ
栃原ふれあいセンターボランティア	地域ミニデイ
朝来市生野町いずみ会	食育を重点的に試食作、見守り隊、朝来体操の普及活動、自治協への協力
小野区ボランティアグループ	生活援助・介護予防援助・環境美化
コスモスの会	環境保全活動
おはなしの会 みみうさぎ	絵本の読み聞かせ（小学校、幼稚園、保育所、子育て支援S、老人福祉施設）
北真弓なかよし会	地域ミニデイ
一休みの会	地域ミニデイ
あさごハーパス	小・中学生に対する演奏指導の補助、施設訪問演奏
せせらぎ会	親睦交流・情報交換とまちづくりについて話し合い
川尻区ふれあいセンター	地域ミニデイ
真弓ふれあいグループ	地域ミニデイ
シンプルトーン	ミニデイや高齢者施設などでのオカリナ演奏活動
おしゃべり会	区行事支援

#### ②和田山ボランティアステーション

グループ名	活動内容
朗読ボランティアひだまり	市広報誌テープ作成・配布
TOMORROW	子ども・地域支援
あじさいの会	給食調理
桜花グループ	施設訪問
きらく会	地域ミニデイ
声の広場	視覚障害者支援
さくらグループ	双子の見守り、外出介助
宅老調理グループ	宅老調理
竹田剣友会	剣道指導
たんぼぼ	給食調理
つくし	給食調理
共に生きよう会	手ぬぐい体操
花柳彩り会	舞踊披露
林垣いきいきサロン	地域ミニデイ

ひさご会	小物手芸
藤紫流紫乃会	舞踊披露
芙蓉の会	給食調理
宮田さざなみ会	給食調理・地域コミュニティ
無線赤十字奉仕団	救急活動
あさご要約筆記サークル	要約筆記
ワイワイ・ドリーム・ネットワーク	施設介助
和田山剣友会	剣道指導
和田山手話サークル	手話
和田山生活研究グループ	給食調理
日本舞踊泉流香玉の会	舞踊披露
さんさん会 一和一	舞踊披露・施設訪問
J A 女性会 糸井支部	お手玉・銭太鼓披露
アンニョンハセヨ	健康体操
演劇サークル ネコ柳の会	演劇披露
ハーモニカさーくる “あおぞら”	ハーモニカ披露
日本3B体操和田山グループ	3B体操指導
内海せせらぎ会	地域ミニデイ
華舞フレンド	舞踊披露 その他
本町ふれあい水曜日	地域ミニデイ
朝来市和田山町観光ボランティア ガイドの会	地域振興
にこにこ会	施設訪問
七草の会 (女性100人委員会OB会)	ペープサート、手遊び、食に関する事 等
わだつ海の会	本の読み聞かせ
ミニデイ ゆうぎの会	地域ミニデイ
歌声の集い	地域住民とともに歌をうたう
みんなの体操会	あさGO体操・太極拳・ダンス
枚田岡ミニデイグループ	よもぎの里にて地域ミニデイ
まちづくりグループ さんさん会	アンネのバラを通じてまちづくり、環境づくり
花でかざる筒江の里	花づくり
ボランティア推進協議会 けんけんの会	障害者・高齢者支援等に関する各種取組
Y・Yクラブ	地域ミニデイ
朝来市手をつなぐ育成会 学齢期部会 虹の会	施設訪問
駅北区「ことぶき会」	地域ミニデイ・舞踊指導
すこやかグループ	地域ミニデイ
新町なごみの会	地域ミニデイ
すももの会	施設訪問
藤和ミニデイグループ	地域ミニデイ
芳賀野女性会	地域ミニデイほか
(社)朝来市シルバー人材センター	施設訪問(ハンドマッサージ)
ボランティアグループ “たんぼぼ”	地域ミニデイ、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉活動

朝来市シルバー人材センター おとめの会	ハンドマッサージボランティア
千寿会	地域ミニデイ
ミニミニサロンみやうち	地域ミニデイ
リズム体操会	体操
竹ノ内ふれあいサロン	地域ミニデイ
秋葉台3区ボランティアサークル	地域ミニデイ
朝来市シルバー人材センター 「たんぽぽ」	ハーモニカ演奏
京口なかよし会	地域ミニデイ
すすめのお宿	地域ミニデイ
あさGO!!スマイル	あさGO体操
サロン茶すすり	地域ミニデイ
朝来市交通安全協会ボランティア グループ女性部	子ども交通安全教室・立ち番・自転車の安全な乗り方指導
竹田月例会	障害児への土日の余暇活動と訓練会
足健美会（そくけんびかい）	子育て支援
高瀬区ミニデイこのみ会	地域ミニデイ
緑ヶ丘娯楽会やまびこ	地域ミニデイ
立花の会	地域ミニデイ
久世田ミニデイ	地域ミニデイ
紫陽花の会	地域ミニデイ
なかよし文庫ひろば	子育て支援（絵本を介しても親子のコミュニケーションの機会をつくる寺子屋的存在）、高齢者等の多世代交流
クローバーの会	地域ミニデイ
おしゃべりサロン（枚田）	高齢者施設、障害者（児）、子育て支援 地域ミニデイなど
かよう会	高齢者への買い物同行支援、見守り活動、集会所の清掃
おしゃべりサロン（市場）	地域ミニデイ
はな 久田和 端の会	コミュニティカフェ
わかたけの会	大正琴の披露
いきいき元気グループ	地域ミニデイ

## ③山東ボランティアステーション

グループ名	活動内容
いずみ会	食事講習、施設交流
大月なかよしグループ	地域の環境美化
三保二葉会	ミニ敬老会、空缶拾い等
ボランティア与布土婦人部	ひとり暮らし高齢者、障害者友愛訪問、無住寺の管理、地域ミニデイ
なでしこの会ボランティアグループ	施設シート交換他、子守りボランティア
一品ふれあいの会	施設交流（木の香）、区内イベント
柿坪ひまわり会	地域ミニデイ
越田すみれの会	地域ミニデイ（なごみサロン）

やまはなグループ	子ども、高齢者、区民と会食（ふれあい活動）、環境整備（花植え）
清水町ひとこえグループ	児童下校時交通立番、区内美化活動、乳幼児子守支援、花壇管理、声かけ活動、ふれあい会食会
早田桜会	施設洗濯たたみ、施設清掃奉仕
グループ2000	施設喫茶手伝い、赤ちゃん見守りボランティア
滝の会	老人会とのふれあい食事会、缶拾い、施設洗濯たたみ
クリーンアップ山東クラブ	環境保全活動
山東こぶし会	地域交流奉仕、学校登下校時パトロール
手作り紙芝居の会 「なんじゃ・もんじゃ」	紙芝居による消費・生活に関する啓発活動
大和会	地域ミニデイ
未歳ふれあいの会	80歳以上の高齢者・70歳以上のひとり暮らし高齢者、弁当づくり（年2回）、缶ゴミ拾い
東泉の会	地域ミニデイ、区内清掃活動、施設洗濯たたみ
梁瀬小学校図書館 ボランティアたんぼぼの会	本の読み聞かせ（子育て支援）
あっぶるみんと	読み聞かせ、子ども活動のお手伝い、ブラックシアターも上演
遊サークル	子どもを対象にしたボランティア
ひまわりの会	地域ミニデイ
風	地域行事の支援、地域内友愛訪問の実施
ガールズトーク	情報誌の発行
たんぼぼの会	詩吟（童謡・講成吟）
朝来市ウインドアンサンブル	楽器演奏（トランペット、フルート、サクソ等）、施設・イベント等での演奏
森ふれあい喫茶	ふれあい喫茶
与布土「ふれあい喫茶」	ふれあい喫茶
ほうせんか	喫茶ボランティア（木の香）
花水木の会	喫茶ボランティア（梁瀬自治協）、会食会
中町婦人部	地域ミニデイ
ふたり	高齢者施設・障害者（児）対象にレクリエーション（歌・ゲーム等）
梁瀬金管バンドクラブ	地域イベントや音楽イベントでの演奏活動
あさご歌謡クラブ	高齢者施設・社協関係 ほか
上早田ボランティアグループ	老人クラブ員を対象に訪問活動 交通・防犯等の講話、慰労会、地域ミニデイの実施
野間区ミニデイ	地域ミニデイ
一品ボランティアグループ	地域ミニデイ
グループホームたんなん奉仕部	ちょぼら活動

#### ④朝来ボランティアステーション

グループ名	活動内容
若柳流新柳会	舞踊奉仕
こぶしの会	施設ボランティア、地区内環境美化
元津のぎく会	地域ミニデイ
石田なでしこの会	施設ボランティア
千草会	地域ミニデイ、友愛訪問、施設ボランティア

立野ボランティアグループ	えんや・ふらっと支援、 地域ミニデイ
れんげの会	施設ボランティア
立脇ボランティアグループ	地域ミニデイ、友愛訪問、施設ボランティア、学童見守り
さくらんぼの会	施設ボランティア他
八代グループ	施設ボランティア他
朝来 ライオンズクラブ	イベント手伝い 施設大掃除
せせらぎ会・どんぐり会	地域ミニデイ、施設ボランティア
新井3区ふれあいクラブ	地域ミニデイ
新井二区ふれあい仲良しクラブ	地域ミニデイ
神子畑ふれあい会	地域ミニデイ
物部むつみ会	地域ミニデイ
新井一区ゆうゆう会	地域ミニデイ
石田なかよしクラブ	地域ミニデイ
ぎんなん会	地域内環境美化
佐中地区いきいきクラブ	地域ミニデイ
ひょうごアドプト「里の花の会」	地域内の植栽及び維持管理
羽淵ひらめき教室	地域ミニデイ
人形劇あっふるぱんだ	人形劇 ペープサート
上岩津ミニディサービス	地域ミニデイ
山口ミニディの会	地域ミニデイ
平野コスモス会	地域ミニデイ
あそびのひろばクレヨン	高齢者施設訪問（わらべ歌など）、子育て支援(毎週土曜、おもちゃセラピー)
ちあふるほっけ	読み聞かせ（子育て支援）
アンサンブル・ロンド	老人福祉施設、学校、行事等で楽器演奏（バイオリン・チェロ・ピアノ等でクラシックを中心に）
澤自主防災会	災害時援護者支援、地域安全活動
澤婦人会	声掛け運動の推進、区内奉仕作業、イベント手伝い
澤青年会	地区内イベント主催
おしゃべりサロン（土肥）	ふれあい喫茶
伊由市場ふれあい会	地域ミニデイ

#### (4) NPO

本市では、下表に示す 13 の NPO 法人が組織を立ち上げています。

名称	主たる所在地	活動の目的	法人認証年月日
特定非営利活動法人 ふるさと	朝来市澤 181 番地	高齢者に対して、介護保険法に基づく介護予防サービス、居宅サービス事業、外出支援介護及び地域における生活支援に関する事業を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。	平成 18 年 9 月 27 日
特定非営利活動法人 部落解放・人権ネット南但 地協	朝来市伊由市場 379 番地 5	部落解放をはじめとした人権問題の解決に関する事業を行い、すべてのひとびとが自分らしく生きることができ、地域社会の創造に寄与することを目的とする。	平成 19 年 12 月 20 日
特定非営利活動法人 Calm 自然保護共存研究グループ	朝来市和田山町 白井 6910 番地	自然に対してワイルドライフ・マネジメント(野生動物保護管理)に関する事業を行い、動物や植物、人間などあらゆる種が暮らす環境の再構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 2 月 20 日
特定非営利活動法人 日本ハンザキ研究所	朝来市生野町 黒川 292 番地	オオサンショウウオとそれを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を有する個人や団体などと相互に交流及び協力を行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人 いくのライブミュージアム	朝来市生野町 口銀谷 521 番地 2	朝来市生野町が有する風土や自然環境、生野銀山が育んだ歴史的資源や豊かな人的、文化的資源の伝承と活用を通じて、都市との交流を含めて多方面における地域コミュニティの活性化と人材育成を図ることにより、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人 もやいの里	朝来市山東町 森 108 番地	山東町を中心とした近隣の環境保全型の農林業を支援し、安全安心な農作物が生産消費される仕組みを確立させ、これによって商工業の活性化を図り、そして豊かなまちづくり活動を推進することを目的とする。	平成 21 年 6 月 23 日
特定非営利活動法人 但馬 NPO 応援隊	朝来市和田山町 和田山 283 番地	障害者、高齢者等に対して、自立支援及び社会参加の促進に関する事業を行うとともに、豊かな自然環境が残る朝来市の里地里山を次世代に継承するため、里地里山の環境保全事業等を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 22 年 6 月 21 日

特定非営利活動法人 ライフケア JP	朝来市和田山町 土田 596 番地 6	広く社会に対して生活習慣病などの病を未然に防ぐため、食と健康について考え・学び・活動し、生活の根源である食事に関し、薬膳・予防栄養学に基づく食事の提供や健康科学・予防医学に関する情報の提供などの健康支援事業を行い、その啓蒙に貢献し、健康・保健の増進に寄与することを目的とする。また、少子高齢化対策として結婚支援事業や福祉を目的とした葬儀の提供、高齢者等に対する配食サービスなどの生活支援事業を行い、すべてのひとびとが健やかに暮らせる福祉住環境を提供し、消費者の保護と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成 18 年 4 月 28 日
特定非営利活動法人 パイロットプランツ	朝来市和田山町 竹田 2488 番地	一般市民に対して、地域産業の復刻や新産業の創出に関する事業を行い、地域コミュニティを再構築することで、個性を持った地域づくり、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 26 年 4 月 18 日
特定非営利活動法人 L a z o	朝来市和田山町 竹田 2488 番地	一般市民に対して、女性の視点や能力と地域資源を活用した事業を行うことで、地域社会の発展に繋げ、あらゆる世代が未来に希望を持てる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 26 年 9 月 19 日
特定非営利活動法人 ひまわり	朝来市和田山町 枚田岡 330 番地 6	障害者（児）及び高齢者（以下、「障害者等」という。）の心身の維持・発達の支援及び就労支援に関する事業を行い、また障害者等とその家族の日々の生活が充実するための支援及びその機会の確保をし、障害者等とその家族、そして地域住民が安心した生活を送ることのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 27 年 12 月 18 日
特定非営利活動法人 あさご創生プロジェクト	朝来市和田山町 竹田 363 番地	市内事業所や団体、一般市民に対して、朝来市のポータルサイトの運営事業を中心とした販売促進、活動支援等に関する事業を行い、朝来市の活性化に寄与することを目的とする。	平成 27 年 6 月 19 日
特定非営利活動法人 クローバー	朝来市澤 730 番地 4	障害児（者）に対して、放課後等デイサービスに関する事業を行い、福祉事業に寄与することを目的とする。	平成 28 年 12 月 22 日

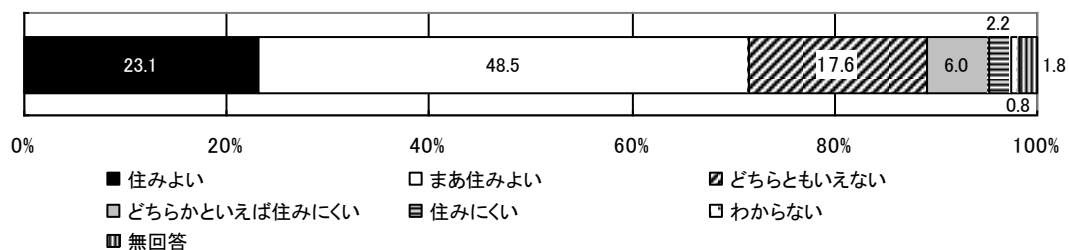
## 2 市民の地域福祉ニーズ等

### 2-1 平成 28 年度朝来市民アンケート調査

平成 28 年度に実施した朝来市民アンケート調査で、地域福祉に関する部分を整理すると次のようになります。

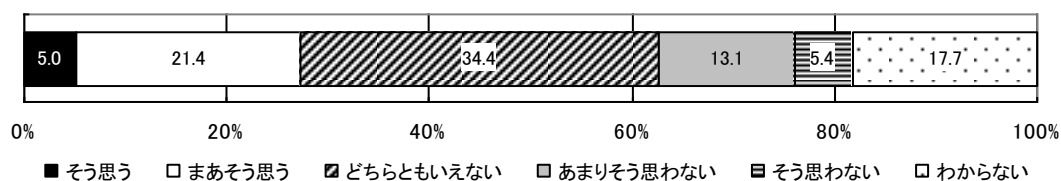
#### (1) 朝来市の住みやすさについて

「住みよい」(23.1%)と「まあ住みよい」(48.5%)を合わせると、70%以上の人が“住みやすいまち”と感じています。



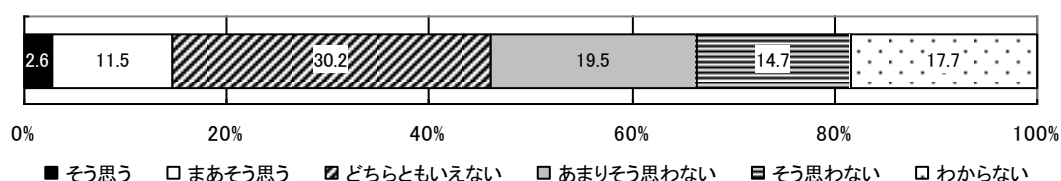
#### (2) 人権が尊重されたまちづくりが進められているか

「どちらともいえない」が34.4%で最も高く、次いで「まあそう思う」が21.4%、「あまりそう思わない」が13.1%の順となっています。



#### (3) 自発的な学習の成果を地域社会活動に活かしているか

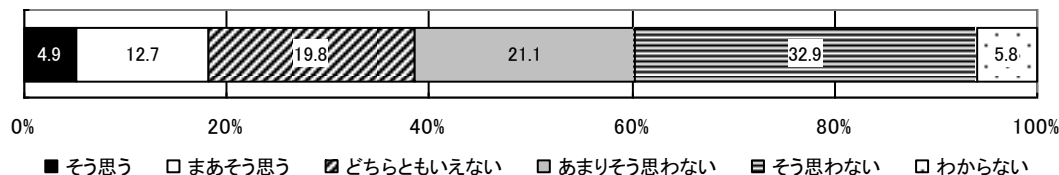
「どちらともいえない」が30.2%で最も高く、「あまりそう思わない」(19.5%)や「そう思わない」(14.7%)といった“充分と感じていない”人も30%強います。





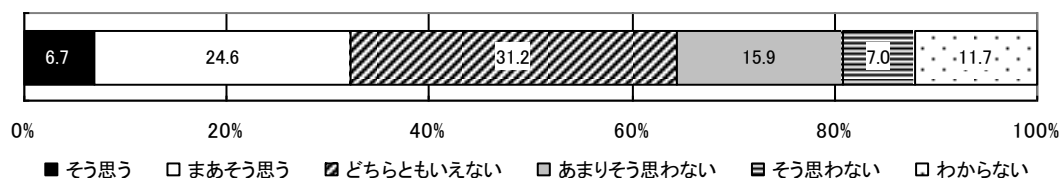
#### (4) 公共機関が利用しやすいか

「そう思わない」が32.9%で最も高く、「あまりそう思わない」(21.1%)と合わせると、50%以上の人が“利用しにくい”と感じています。



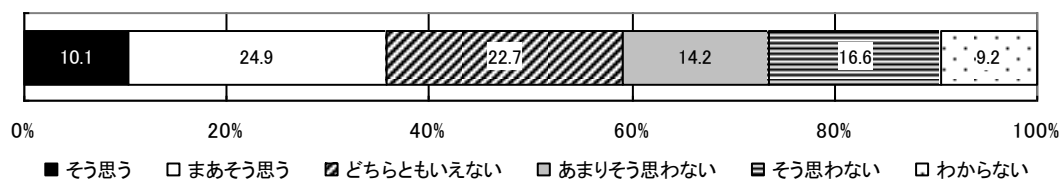
#### (5) 犯罪を市民から守るまちづくりが進められているか

「どちらともいえない」が31.2%で最も高くなっています。「そう思う」(6.7%)、「まあそう思う」(24.6%)を合わせても、“犯罪から守るまちづくり”が進められていると感じている人は30%強に留まっています。



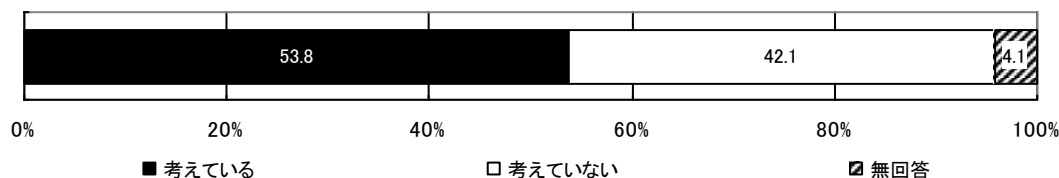
#### (6) ケーブルテレビの自主放送が役にたっているか

「まあそう思う」が24.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が22.7%、「あまりそう思わない」が14.2%の順となっています。



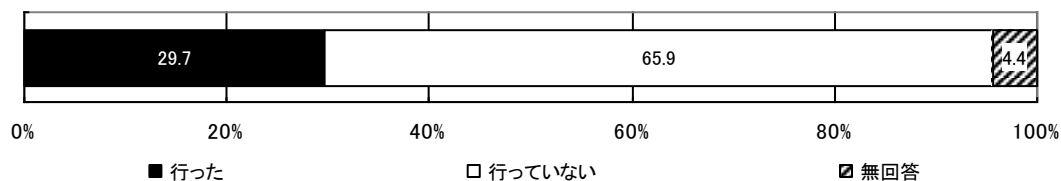
#### (7) 日頃から防災対応、避難対応を考えているか

「考えている」が53.8%となっていますが、「考えていない」も42.1%となっています。



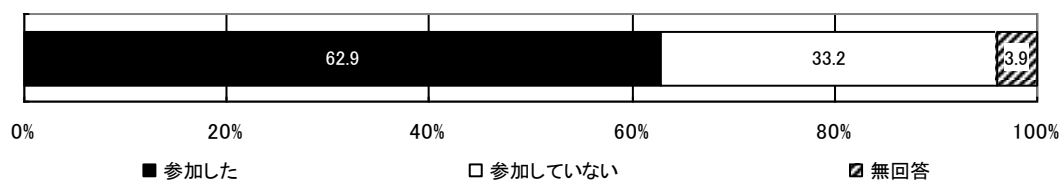
### (8) この1年間で何らかのボランティア活動を行ったか

「行っていない」(65.9%)の方が高く、「行った」は29.7%という状況です。



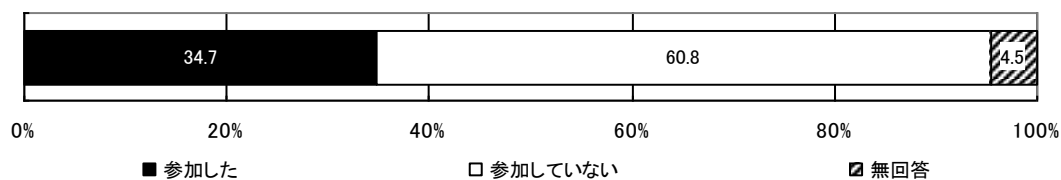
### (9) この1年間に区の地域活動に参加したか

「参加した」(62.9%)の方が高いものの、「参加していない」も33.2%となっています。



### (10) この1年間で地域自治協議会が行った活動や行事に参加したか

「参加していない」(60.8%)の方が高く、「参加した」は34.7%という状況です。



## 2-2 関係団体等意識調査

---

関係団体等意識調査における意見を整理すると次のようになります。

### (1) 活動を行う上で困っていることや課題

- 個人情報保護に対する意識が高まり、情報が得られにくくなっている。
- 会員の高齢化と新規加入（参加）者がいない。
- 事業内容がマンネリ化している。
- 地域への参加機会が少ない。

### (2) 課題解決に向けた今後の取り組みについて

- 活動内容や役割を役員等にも周知していく必要がある。
- 相談内容によっては専門家と連携していく必要がある。
- 福祉分野を横断した連携の場をつくり、まちづくりを協働していければよいと思う。

### (3) 支援を必要とする人への情報提供や相談体制について

- 個人情報保護の問題もあり、すべてを把握することは難しい。
- 近隣住民や地区役員から情報を提供してもらえよう、連絡調整を密に行っている。
- 総合的な相談体制で望む必要があると思う。
- 区の中で相談できる体制をつくらないと、困っている人のことを気づかないのではないかな。

### (4) 支援を必要とする人の的確な把握に担える役割

- 災害時要援護者台帳の整備を進め、活用できる体制づくりを支援していきたい。
- 個人情報の保護により、支援を必要とする人の把握は難しい。
- 会員のことであれば、他よりは早く気がつくと思うが的確と言うにはほど遠い。

### (5) 福祉に関する学習機会や地域の福祉課題を話し合う場について

- 定例会のほか、2ヶ月に1回研修会を開催している。
- 地域で身近な困ったことを話し合う場を設けないと、他人のことに無関心な人が増えてきていると思う。
- 以前は施設訪問が小中学校であったが、現在は実施されておらず、障害のある人への理解を深めるためにも必要である。

## **(6) ボランティアや地域の福祉活動に参加する人を増やす取組について**

- ボランティアに依存していることが多いが、1回限りとの考えがあるため、どんどん参加人数が減っているように思う。
- 参加することによって、何かプラスなるようなことがあればよいと思う。
- 活動をしていて、楽しくいきいきしていれば、周りの人も参加したいと思うはず。
- 有償ボランティアも一つの方法として考えるべき。
- 持ち回りとか少々強制的になっても、活動への参加を促す方法はどうか。

## **(7) 朝来市の福祉課題**

- 交通が不便なところがあるため、医療機関の受診や買い物への支援などが必要である。
- ひとり親家庭、生活困窮者が増えていると思う。
- 予期せぬ災害が発生した場合、どれだけ住民のことを把握できているか疑問である。
- 地域別に行政による説明や研修が不十分ではないか。

## **(8) 福祉課題の解決のために、市民や関係団体が取り組むべきこと**

- 見守り活動や日頃の連絡・声かけを行う必要がある。
- 縦割りではなく、行政と市民団体が連携することが必要である。そのためには、それぞれの意見をまとめていく機関が必要だと思う。
- 地域を構成するすべての主体が同じ目標を達成するため、協議する場面づくりとその連携を実践できればよいと思う。

## **(9) 課題解決のために、市が取り組むべきこと**

- 市独自のサービスや高齢者の受け入れ施設を充実すべきと思う。
- 市民活動を促進する仕組みをつくり、問題提起を行ってはどうか。
- 問題は多いが、より気軽に安価に利用できる交通手段があれば助かると思う。
- 空いている公共施設を福祉サービスの場として考えてはどうか。

## 2-3 第2期計画の進捗状況から見た主な課題

第2期朝来市地域福祉計画の進捗状況を踏まえ、主な課題を整理すると次のようになります。

啓発・広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のホームページでも情報提供は行っているが、広報紙ほど内容は十分ではない。ケーブルテレビや文字放送でも啓発活動を行う必要がある。</li> </ul>
福祉学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習プログラムの開発には至っていない。まちづくり出前講座で一部は補完できているが、講座メニューの充実等が必要である。</li> <li>各グループの活動に学習した成果を活かす仕組みづくりまではできていない。</li> </ul>
地域福祉を担う人材の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりや情報提供について、十分な取組ができていない。今後も継続して検討課題である。</li> </ul>
情報を届ける仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ分かりやすい情報提供を心がけているが、視覚障害、聴覚障害等がある人には十分な内容とはなっていない。誰もが同じように情報を入手することができる仕組みづくりが必要である。</li> </ul>
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合案内を設置するなど関係課にスムーズにつなぐ体制ができています。今後も課の間でつなぐ際には、同行するなどの対応も必要である。</li> </ul>
福祉サービス等の基盤整備と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各計画の更新時等に達成状況の評価を実施している。</li> <li>公立朝来医療センターの開院にともない、「朝来市地域医療連携会議」を設置し、新病院の機能や医療の連携強化について、検討・協議を行っている。今後は、但馬圏域・朝来市域の医療連携を推進するための具体的な施策について協議し、推進していく必要がある。</li> </ul>
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーや施設担当者向けの研修を実施している。認知高齢者は今後も増加することが予想されることから、研修等により、意識啓発と利用促進を行う。</li> </ul>
要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年増加しつつあるアパート、マンションの入居者の区への加入促進が課題である。</li> </ul>
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災、熊本地震、鳥取地震等での活動の様子を広報等で紹介した。継続して各種ボランティア活動の広報等実施する必要がある。</li> </ul>

交流活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>•すべての市民が参加するような特別な行事等は実施できていない。</li> </ul>
制度のはざまにいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>•民生委員・児童委員等の協力を得て、早期発見に努めている。必要に応じて関係機関等につないでもらっているが、明確な仕組みづくりは検討課題である。</li> </ul>
地域医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>•全国的に医師の診療科・地域偏在があり、医師不足は解消されていない。引き続き、大学病院や兵庫県等と連携し、医師を確保する必要がある。</li> </ul>
外出・移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>•定期バス、コミュニティバス「アコバス」とともに地域の実情にあった運行を行うため、年に2回以上の公共交通会議または書面会議で定期的な見直し、段階的な再編を行っている。</li> </ul>
災害時要援護者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>•平常時は、民生委員・児童委員及び区長にのみ要援護者の情報を開示しており、自主防災組織や地域福祉活動団体には開示していない。今後の検討課題である。</li> <li>•医師会、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険事業所等の代表者が集まる「医療・介護連携会議」において、要援護者台帳のさらなる充実のための加入促進方策の検討、非常時に医療機器の電源確保など、対策の検討を進めている。</li> </ul>
防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>•子どもたちの登下校時等の安全を確保するため、各校区の見守り隊や地域自治協議会で見守りが実施されている。</li> <li>•開催希望のあるPTAや小中学校、老人クラブ等を対象に、消費生活に係る教室や防犯教室を開催しており、継続する必要がある。</li> </ul>

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 1 地域福祉の推進課題

---

これまでの地域福祉に関する取組状況や関係団体等意向調査を踏まえ、朝来市の地域福祉に関わる課題を分析すると、概ね次のように整理されます。

## 〈市民同士のつながりの強化〉

朝来市でも、少子高齢化や核家族化の進行、ひとびとの価値観やライフスタイルの変化等により、市民の地域に対する無関心や住民同士のつながりの希薄化等が地域福祉を推進する上で、大きな問題となっています。

関係団体等意向調査では、“他人のことに無関心な人が増えてきていると思う”など、地域でふれあう場の必要性を指摘している意見もあります。

このため、地域での住民相互の交流や世代間交流を通してつながりを深めるなど、地域一体となって地域福祉を推進していくための土壌づくりが必要です。

## 〈生活課題の発見・気づきの仕組みづくり〉

地域福祉の推進のためには、市民自らが地域に目を向け、問題に対応していくことが求められます。

しかし、関係団体等意向調査でも、個人情報保護の意識の高まりにより情報が得にくくなっている意見があります。

このため、市民が地域の生活課題を発見・共有し、解決に向けた意見交換や情報交換を行う仕組みを検討するとともに、課題解決のための活動につなげていく必要があります。

## 〈地域ぐるみの防災・防犯体制の確立〉

地震や火災、風水害等の災害発生時において、高齢者や障害者等の要援護者を救援するためには、地域住民による主体的な避難支援体制が不可欠となっています。

本市では、要援護者台帳の作成や自主防災組織における避難計画の作成など、災害時要援護者の支援体制づくりを進めてきましたが、今後も自助、共助、公助を基本とした地域ぐるみの支援体制を構築し、災害に強いまちづくりを目指していく必要があります。

また、犯罪から弱者を守る体制の強化も求められています。地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、住民同士のつながりと活動により、安心して生活できる地域づくりを推進していく必要があります。



### 〈地域活動の活性化に向けた取組〉

本市では、地域自治協議会活動や老人クラブ活動、NPO・ボランティア活動などさまざまな活動が行われています。

しかし、関係団体等意向調査でも指摘があるように、担い手となる人の高齢化や固定化が問題となっているほか、市民の地域に対する無関心や住民同士のつながりの希薄化等により、活動への参加状況も減少傾向にあり、活動の活性化が必要となっています。

また、ボランティアについては、ボランティア人員の確保において従来の考え方だけでなく、活動の活発化に向けた手法に関する意見もあります。

このため、一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識を高めるとともに、若者や子育て世帯等も気軽に活動に参加しやすい体制づくり等を検討し、活動への参加促進と活動の活性化を推進していく必要があります。

### 〈情報提供・相談支援体制の充実・強化〉

本市では、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、市民に福祉情報を提供していますが、“福祉に関する情報が伝わってこない”という意見等もあることから、市民ニーズを的確に把握し、市民が求める情報を積極的に発信していく必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害のある人等にも的確に情報が届く仕組みや高齢者等にも分かりやすい情報提供に努めるとともに、関係者における地域情報の共有を図る必要があります。

相談体制については、地域の身近な相談窓口の設置や民生委員・児童委員、障害者相談支援専門員等を配置し、市民のさまざまな相談に対応しています。関係団体等意向調査では、より身近なところでの相談体制の充実を指摘する意見もあり、体制だけでなく多くの人の情報力をより高めることも重要です。

今後については、相談窓口の周知徹底や福祉制度の改正を踏まえながら、総合的な相談や必要なサービスにつなぐ仕組みの強化により、福祉サービスの向上に努めていく必要があります。

### 〈サービス利用者のニーズ把握と良質なサービスの提供〉

高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、常に適切かつ良質なサービスを提供していく必要があります。住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるように、専門家だけでなく市民が主体的にサービスの担い手になることも求められています。

このため、サービス利用者のニーズ把握に努めるとともに、関係機関、サービス事業者との連携強化やサービスを提供する人材の確保及び資質向上に向けた取組等を推進し、質・量ともに十分なサービスを提供していく必要があります。

## 2 基本理念

---

私たちのまち朝来市では、「元気で、いきいきとした市民の暮らしの場を創造し、市民がともに絆でつながり合って、自律した生活意識を高めていく」ことを“まちづくり”の基本理念としています。そして、「創造」「絆力」「自律」をキーワードとして市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する地域協働・地域自治のシステムをつくり、市民が主体となったまちづくりを推進しています。

こうした取組のもと、私たちのまち朝来市の地域福祉は、いわゆる福祉サービスや福祉活動を積極的に展開する一方で、地域住民のつながりを意識した地域福祉環境の整備を目指していきます。

また、地域住民相互の扶助活動を通じて、支え合いの活動こそが生きがいを持って暮らしていける地域社会づくりの基本と位置づけ、年齢や障害の有無、性別などに関わらず、誰もが地域社会の一員として、安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

第3期地域福祉計画は、第2期地域福祉計画の理念を引き継ぎ『地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち』の実現に取り組んでいくこととします。

### 第3期朝来市地域福祉の基本理念

**地域のふれあい・支え合いの中で、  
安心していきいきと暮らすことができるまち**

# 3 基本目標と施策の方向

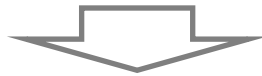
## 第2次朝来市総合計画の基本理念

元気で、いきいきとした市民の暮らしの場を創造し、市民がともに絆でつながり合って、自律した生活意識を高めていく。

「創造」常に未来を見つめ、次世代社会を創造する力を高めます。

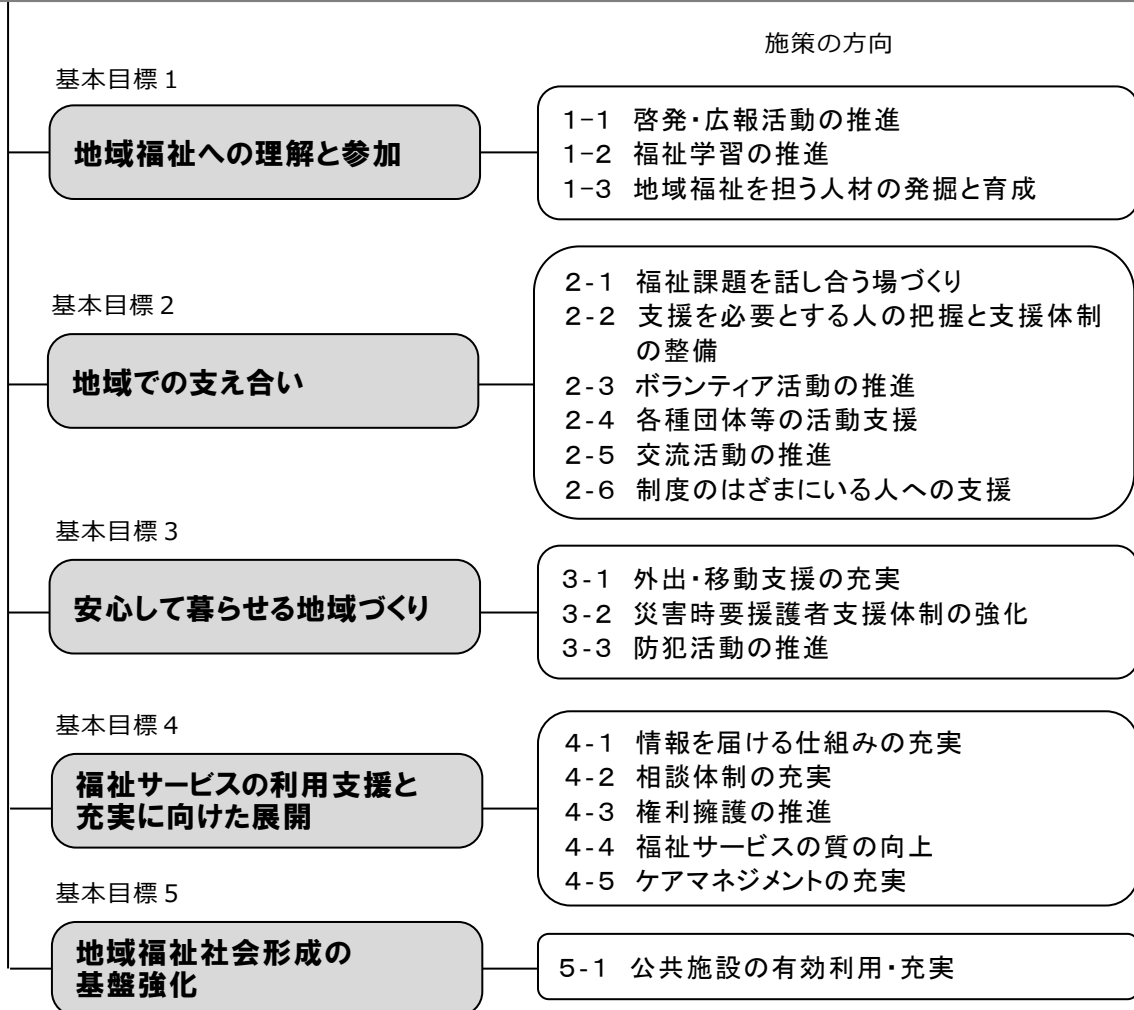
「絆力」地域力の源泉である家族の絆、地域の絆の力を高め、協働でつなぐ地域力の向上を目指します。

「自律」市民、地域、自治体の自律する力を高め、市民自治の自覚と構築を目指します。



## 第3期朝来市地域福祉計画の基本理念

**地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち**





---

## 第4章 地域福祉の展開

---

# 基本目標1 地域福祉への理解と参加

## 【施策の方向】

1 - 1 啓発・広報活動の推進

1 - 2 福祉学習の推進

1 - 3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

## 1-1 啓発・広報活動の推進

啓発・広報活動により、すべての市民が「年齢や障害によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに生きる社会」という共生社会の理念は市民に浸透しつつありますが、まだまだ十分とは言えません。

福祉はすべての人に係る問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識をさらに深めていくことが必要です。

今後も住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、助け合い、支え合う地域を目指して、福祉意識をより一層高めていくことが必要であり、『啓発・広報活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

## 【推進方向】

まちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>市民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、地域社会の中で相互の支え合いによって助け合う互助・共助意識を高める。</li><li>自分以外のひとびとのことを考えて行動する気配りや思いやりのある「心のユニバーサルデザイン」の考え方を持つ。</li></ul>
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"><li>さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、地域で共に暮らす意識を高める。</li></ul>

**【推進に向けて各主体が担う役割】**

<p>市民や家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深める。</li> <li>• 福祉について話し合う機会をつくる。</li> <li>• 福祉講演会や福祉関連のイベント等に積極的に参加する。</li> <li>• 隣近所とのあいさつや声かけ等を行うとともに、隣近所で困っている人がいたら、積極的に声をかける。</li> </ul>
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉意識を取り入れた地域行事を開催する。</li> <li>• 福祉について話し合う機会をつくる。</li> </ul>
<p>関係機関や団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動を通じた会員等や市民への福祉意識を啓発する。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙やホームページ、Facebook を活用して啓発や情報を発信する。</li> <li>• 区または小学校区単位で地域課題への取組などを積極的に取り上げ、情報発信する。</li> <li>• 生活支援コーディネーター、地域支援員が区長、民生委員・児童委員等との結びつきを強くし、双方向の情報の流れをつくるよう取り組む。</li> <li>• 地域ごとの連絡会や協議の場を設定する。</li> <li>• 概ね地域自治協議会単位に地区社協を設ける。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙やホームページ、ケーブルテレビを活用した啓発情報を発信する。</li> <li>• 福祉意識を醸成する講演会や魅力あるイベント等を開催する。</li> <li>• 地域、関係機関、各種団体等の交流機会や協働活動の機会を積極的に創出する。</li> </ul>

## 1-2 福祉学習の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、「福祉のこころ」を醸成することが大切です。そのためには幼児教育や学校教育において、障害のある子どもや高齢者との交流など、福祉分野における取組が重要です。

また、生涯学習の充実や子どもから大人まで地域で気軽に福祉を学べる機会を創出することにより、地域における福祉活動の展開にも寄与することが期待されます。

本市の学校教育では、教育活動全体を通じて福祉教育に取り組んでいるほか、社会福祉協議会では学校での福祉教育・ボランティア活動等に対して支援しています。

また、社会教育では、生涯学習センターでの講座や教室の中に福祉活動やボランティア活動等の学習を取り入れるなど、市民の福祉活動への理解と参加を推進しています。

これらを踏まえ、今後も家庭、学校、地域、行政等が連携しながらこれらの取組を一層充実することが求められ、『福祉学習の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

幼少期からの福祉学習	• 学校教育、社会教育における福祉教育を充実し、幼少期から福祉の心を育む。
生涯学習としての推進	• 福祉に関する講座の充実や福祉について学習する機会を充実し、福祉教育を推進する。

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	• 家庭内教育を推進する。 • 社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に参加する。 • 学習したことを地域活動に活かす。
地域	• P T A、家庭、地域が一体となった福祉教育に取り組む。
関係機関や団体等	• 会員等へ活動を通じた福祉学習を実施する。 • 地域、社会福祉協議会、行政が実施する福祉学習への支援を行う。



<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校と地域とのつながりを意識した活動を推奨し、また学校と地域において特色ある取組や活動に助成する。</li> <li>• 学校独自のボランティア体験教室などとも連携し、独自の体験教室に取り組む。</li> <li>• 地域のボランティア（グループ）実践者を巻き込んだ企画・体験教室を実施する。</li> <li>• 地域でボランティア活動を実践しているグループへの活動支援を行う。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちづくり出前講座の充実を図り、市民への情報提供とともに、関係機関・団体等が実施する福祉学習を支援する。</li> <li>• 市民が学習した成果が、地域の福祉活動に活かされるような仕組みづくりを構築する。</li> <li>• 学校での福祉教育の充実や子どもたちの社会奉仕活動、体験活動等の機会の充実に取り組む。</li> <li>• 生涯学習センターでの講座等において魅力ある講座を提供するとともに、参加しやすい時間帯での開設等により、新たな受講生の参加を促進する。</li> <li>• ホームページやケーブルテレビを活用した学習機会を提供する。</li> </ul>

### 1-3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

地域福祉活動を進めるためには、地域福祉の推進役となる人材の発掘と育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会や社会福祉士、介護福祉士等の専門的知識を有したひとびとや民生委員・児童委員、福祉委員、区や地域自治協議会のリーダー等が地域福祉の担い手となって活動しています。

しかし、それぞれ高齢化や後継者不足が進んでおり、活動を実施する側、参加する側の両方とも高齢者であるなど、人材の育成が喫緊の課題となっています。

地域内には、専門的な能力や特技を持った多様な人材が存在しており、特に、保健師、看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士等の専門的な資格や経験を持ちながらも、その職に就いていない有資格者が存在しています。

このため、有資格者はもちろん市民の誰もが気軽に地域福祉に参加し、活躍できるような仕組みづくりが求められ、『地域福祉を担う人材の発掘と育成』のために、次のような取組を実施していきます。

#### 【推進方向】

地域福祉の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手育成のための講座や講習会を開催する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアやNPO等についての広報やボランティア養成講座を充実し、地域福祉を担う人材を増やす。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等福祉に関わる方々が活動しやすい環境づくりに努める。</li> </ul>

#### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等や区や地域自治協議会等の活動を理解し、その活動に協力する。</li> <li>地域福祉のリーダー育成の講座や研修会等に参加する。</li> <li>退職者は、自らの生きがいづくりの一つとして、地域福祉活動に積極的に参加する。</li> <li>介護や子育て等の経験者は、その経験を活かし、地域福祉活動に積極的に参加する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対し、地域福祉活動への参加を呼びかける。</li> <li>団塊の世代や若者の力を地域活動に活用する。</li> <li>地域活動への参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材の発掘・育成を行う。</li> </ul>

関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における人材の発掘や役員の後継者育成に取り組む。</li> <li>• 地域住民が地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供の充実や雰囲気づくりに努める。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ごとに地域福祉を担う人材に関する相談などを行う。</li> <li>• 地域福祉活動の実践事例紹介等による啓発活動を推進する。</li> <li>• 先進地域やグループの紹介・協働を推進する。</li> <li>• 専門職ふれあい講師への登録や他の社会福祉法人へ協働の呼びかけを行う。</li> <li>• ちょっとしたボランティア（ちょボラ）の普及、啓発を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員・児童委員、福祉委員等の研修等を通じて、知識の向上と人材育成を進める。</li> <li>• 福祉専門職の育成を進める。</li> <li>• 若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりや情報提供を推進する。</li> <li>• 健康福祉担当部署と社会教育・障害教育担当部署との連携により、人づくり・地域づくり講座等を実施する。</li> </ul>

## 基本目標2 地域での支え合い

---

### 【施策の方向】

2 - 1 福祉課題を話し合う場づくり

2 - 2 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備

2 - 3 ボランティア活動の推進

2 - 4 各種団体等の活動支援

2 - 5 交流活動の推進

2 - 6 制度のはざまにいる人への支援

### 2-1 福祉課題を話し合う場づくり

---

地域福祉を推進するためには、地域の福祉課題を把握し、行政と市民が情報を共有し、ともに解決していくことが必要であるとともに、地域住民自らが地域の課題を自分の課題として受け止め、課題解決を図り、助け合い、支え合いながら生活していくことが重要です。

こうした地域の課題を発見・把握するためには、身近なところで気軽に福祉について理解を深められ、福祉課題を話し合える場や機会の創出が必要です。

人口減少や少子高齢化、核家族化等を背景に地域コミュニティが希薄化し、全国的に住民の連帯感や自治意識が低下しつつあると指摘されていますが、地域住民が主体的に関わり、福祉コミュニティを構築していくことが強く求められます。

これらを踏まえ、地域住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、助け合う地域づくりの推進を目指して、『福祉課題を話し合う場づくり』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

福祉課題について話し合う場づくり	• 身近なところで福祉課題について話し合う場や機会を多くつくり、一人ひとりが地域の福祉課題を自らの課題として認識し、地域活動へ主体的に参加するまちづくりを推進する。
------------------	--

【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭で福祉について話し合う機会を設ける。</li> <li>• 区による福祉について話し合う場や社会福祉協議会が開催する福祉懇談会、行政の出前講座に参加する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域住民や関係団体等との連携のもと、区において福祉課題を話し合う場を設ける。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区が開催する福祉課題を話し合う場に参加する。</li> <li>• 福祉課題を話し合う場において、情報提供等の支援を行う。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区の会議等に参加し、福祉課題を情報提供する。</li> <li>• 地域ミニデイ活動における相談対応を強化する。</li> <li>• 区の役員や民生委員・児童委員との協働を進める。</li> <li>• 市内外問わず、地域で活発に活動されている「地域ミニデイ」の情報を収集し発信する。</li> <li>• 「地域をつくる市民応援成事業」のモデル事業推進にあたっての地域協働を展開する。</li> <li>• 生活支援コーディネーター活動を通して関係者の協働をシステム化する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出前講座を実施するとともに、情報提供を積極的に行う。</li> <li>• 出前講座等を通じ福祉課題の把握に努める。</li> <li>• 福祉や生涯学習を通じて、話し合いの場や体験の場づくりを行う。</li> </ul>

## 2-2 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備

高齢化や過疎化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、日中ひとり暮らし高齢者、ひとり親世帯、高齢者や障害のある人、社会的に援助が必要な人など、地域には何らかの支援を必要とする人が大勢います。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでもともに暮らしていくためには、このような人たちの的確に把握し、地域をあげて支えていくことが必要となっています。

本市では、民生委員・児童委員、福祉委員や高齢者相談センター職員等による高齢者、ひとり暮らし高齢者、障害のある人等への家庭訪問等により、地域の中にいる支援を必要とする人の把握に努めています。

このため、家庭訪問や見守り活動を継続するとともに、行政と関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人が「どこにいるのか」「どのような支援を必要としているのか」「どのような支援体制が効果的か」等の情報を共有し、支援体制の充実に努める必要があります。

これらを踏まえ、『要支援者の把握と連携体制の整備』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

地域の助け合いネットワーク	<ul style="list-style-type: none"><li>民生委員・児童委員や福祉関係者、地域自治協議会や区が連携し、支援を必要とする人を把握するとともに、地域における支援とともに関係機関へ素早くつないでいく。</li></ul>
---------------	--

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>あいさつ、声かけ運動を積極的に実施する。</li><li>近所に支援を必要としている人がいたら、必要に応じて民生委員・児童委員に連絡する等の対応を行う。</li><li>災害等の緊急時には、積極的に誘導や援助を行う。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>関係者と連携し、支援を必要とする人の把握活動を実践する。</li><li>緊急時における連携体制及び平常時の見守り体制について、地域の福祉関係者を交えた協議を実施する。</li><li>個人情報の管理者は、個人情報の保護に配慮する。</li></ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>区等と連携した地域活動を実施する。</li><li>会員の増加や活動内容の充実に努める。</li><li>施設等の有する機能や人的資源を活かし、地域のネットワークづくりに協力する。</li></ul>

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域の集まりや地域ミニデイ等に出かけ、介護や認知症・感染症などのミニ講座を行い、あわせて情報収集を行う。</li><li>• 地域の支え合い活動を推進し、地域ごとに要支援者を把握する。</li><li>• 民生委員・児童委員と連携を図り「要見守り世帯連絡表」の充実、更新を図る。</li><li>• 生活支援コーディネーター、地域支援員活動を通して要支援者の把握と関係機関のネットワーク化を通じた総合支援体制づくりを行う。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>• 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員への各種研修に実践的なプログラムを取り入れるなど、さまざまな研修を実施するなどし、活動を支援する。</li></ul>

## 2-3 ボランティア活動の推進

少子高齢社会が進展し、地域のコミュニティ機能が低下する中では、地域の課題解決に多くの市民がボランティアとして、関わっていくことも必要です。

本市では現在、ボランティア活動への支援は社会福祉協議会が中心となって取り組んでおり、登録ボランティア活動団体は、生野、和田山、山東、朝来の各ボランティアステーションに約 170 のグループがあり、さまざまな活動を展開しています。

今後もできる限り多くの市民が、世代を超えてボランティア活動に参加することが求められ、ライフステージに応じた活動の場や機会の充実に努めていくことが必要です。

また、これまでボランティア活動は福祉分野が中心でしたが、今後は、まちづくりや地域づくりという観点から、防犯、防災、環境、教育等の幅広い分野のボランティアを育成していくことも重要となっています。

これらを踏まえ、『ボランティア活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

ボランティア活動の活発化	• ボランティアの育成・確保やボランティア活動への支援を充実し、活動の活発化を図る。
	• 情報発信を積極的に行い、ボランティア活動への参加を促進する。

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>• ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアの体験実習や養成講座に参加する。</li><li>• 仲間同士で気軽にできる範囲の活動を実践する。</li><li>• ボランティア市民活動センターを積極的に活用し、支援者や協力者として登録する。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域行事でのボランティアの活用を図り、地域におけるボランティア活動につなげる。</li><li>• 男性や若年層など、ボランティア活動に関心の薄いといわれるひとびとに、活動への参加や協力を働きかける。</li></ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>• 行事や団体活動におけるボランティアとの連携を強化する。</li><li>• ボランティア団体同士の連携を強化し、合同での活動や新たなグループの結成、情報発信など、活動の幅を広げる。</li></ul>



<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボランティア活動をしたい人を支援が必要な人にスムーズにつながるため、ボランティア市民活動センターにおける相談窓口やコーディネート機能の強化を図る。</li> <li>• 教育、環境、防災、健康づくりなど、幅広い分野の人材を養成するボランティアの育成プログラムを整備するとともに、体験学習やリーダー養成を強化する。</li> <li>• ホームページのスケジュールに地域ミニデイなどの開催状況を掲載し、情報提供を行う。</li> <li>• ちょっとしたボランティア（ちょボラ）活動の普及を目指し、具体的なプログラムを検討する。</li> <li>• ボランティア活動とポイント制について研究し、新たなシステムの検討を行う。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙等を活用して市民のボランティアの関心を高める。</li> <li>• 社会福祉協議会との連携によるさまざまな行事や事業へのボランティアの活用を図る。</li> <li>• ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を推進するとともに、活動支援の充実を図る。</li> </ul>

## 2-4 各種団体等の活動支援

本市では、区、地域自治協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、当事者組織、ボランティアなど、さまざまな人や団体が活動しています。

しかし、個人情報の保護により行政から活動に必要な情報が入手困難となるとともに、会員の高齢化や固定化、新規入会者の減少等により、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

各種団体等は、地域福祉の重要な担い手であるばかりでなく、地域の防災・防犯面など、まちづくりにおいてはなくてはならない存在であり、活動の継続と活性化を推進していくことが求められます。

また、地域の課題を解決するためには、行政や諸団体との協働が欠かせないことから、各団体の相互連携を図り、情報共有を密にしていくことが重要です。

これらを踏まえ、『地域や各種団体等の活動支援』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

組織の強化	• ボランティアグループ、NPO等の育成を進め、組織の強化を目指す。
活動への支援	• 市民ニーズに対応した多様なサービスが提供できるよう、活動に必要な支援を充実する。

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	• 区や各種団体への理解を深め、参加する。 • 地域の区長や民生委員・児童委員等を把握しておく。
地域	• 区活動を掲示板等で紹介するなど、積極的な情報発信を行い、地域住民への理解促進と参加を呼びかける。 • 参加しやすい日時や体制、魅力ある活動内容等により、自主防災組織や子ども会、婦人会、老人クラブなど、地域組織への加入促進を図る。 • 地域組織の役員の高齢化や固定化に対応するため、新たな活動リーダーや担い手となる人材の掘り起こしを図る。 • 福祉関係機関や団体との交流を深め、ネットワークを構築する。

関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動内容の充実や情報発信による会員の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加する。</li> <li>• 他団体や地域との交流を深め、ネットワークを構築する。</li> <li>• 団体の活動内容や組織のあり方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に努める。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボランティアや地域福祉活動の実践グループなど、地域で活動している組織と各種団体等の連絡調整を行うコーディネート機能を充実する。</li> <li>• NPO、ボランティアによる多文化共生の取組を支援する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙等で各種団体の活動記事を掲載し、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図る。</li> <li>• 社会福祉協議会連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進する。</li> <li>• 各種団体の連携を図り、ネットワークを構築するとともに、きめ細やかな支援等により、活動の活性化を図る。</li> </ul>

## 2-5 交流活動の推進

地域には子どもから高齢者、障害のある人など、さまざまな人が暮らしています。温かな人間関係やともに生き、ともに支え合う心豊かな地域社会を築いていくためには、世代を超えた多様な交流を深め、互いに理解し合える関係を構築していく必要があります。

本市には、寺内ざんざか踊り等の郷土芸能が継承されているほか、市内各地で秋祭りや各種イベント、行事が催されており、こうした地域の郷土芸能や祭り等の継承を通して多世代の交流が行われています。

また、グラウンド・ゴルフ大会やソフトボール大会など、各種のスポーツ大会も交流を深めるよい機会となっています。

さらに、各地域自治協議会においては、地域独自の交流イベントを企画・開催し、住民同士の交流を深めています。

今後も、市民の力を結集したまちづくりの観点から、市民相互の交流を活発化し、市民の一体感を一層醸成していく必要があり、『交流活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

交流と相互理解の充実	• 多世代交流と相互理解を深める機会を充実・拡大し、市民の一体感を醸成する。
------------	--

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域に継承されている郷土芸能や祭り、区イベントなど、さまざまな活動に参加する。</li><li>• 地域の防災・防犯活動や美化活動等に積極的に参加し、住民同士の交流を深める。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域の郷土芸能や祭り等の保存・継承に努める。</li><li>• 地域自治協議会や区の行事、イベント等の充実を図り、住民同士の交流活動を活発化する。</li><li>• 地域行事への要援護高齢者や障害のある人の参加を促進するとともに、地域の高齢者と子どもたちとのふれあいを推進する。</li></ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域の祭りや区行事等に積極的に参加し、地域住民と交流を深める。</li><li>• 他分野の人たちとの交流を活発化する。</li></ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 備品貸出等により、地域や各種団体の行事を支援する。</li> <li>• 先駆的取組の紹介など、活発化に向けた情報提供を行う。</li> <li>• 配食サービス利用者を対象とした会員制の困りごと支援システムの検討を行う。</li> <li>• 生活支援コーディネーター、地域支援員活動における区内福祉関係者による地域要支援マップ、お助け支援マップの整備を行う。</li> <li>• 福祉団体と連携し、「一日食堂」「リサイクルの場の提供」などの活動を試行する。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校等における世代間交流を継続して実施する。</li> <li>• 区行事等への高齢者、障害のある人等の参加を促進する。</li> <li>• 市民の交流活動を一層推進するため、障害の有無や年齢等に関わらず、すべての住民が参加できる魅力あるイベントや行事を実施する。</li> <li>• 学校施設の開放や空教室の活用、福祉施設の活用等の検討により交流の場を提供する。</li> <li>• 広報紙等により交流機会についての情報提供を行う。</li> </ul>

## 2-6 制度のはざまにいる人への支援

地域の中には、福祉制度のはざまにいる人や、福祉サービスの対象とならない人、何らかの援助を必要とする人が存在しており、そうした人たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

特に、近年は全国的に子ども・高齢者・障害のある人等の虐待や引きこもり、ニート、自殺、孤独死等が社会問題化しています。

本市では、市民の虐待防止の意識を高めるとともに、早期発見のため「児童虐待対応マニュアル」や「高齢者虐待防止対応マニュアル」「障害者虐待防止マニュアル」を作成し、対応しています。子育てや虐待についての相談の窓口についても周知し、相談しやすい体制を整えています。

こうした制度のはざまにいる人について、行政は分野を超えた支援策を検討していくことが求められるとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉委員、地域住民等と連携・協力し、支援を必要としている人に気づき、支援につなげていくことが必要です。

これらを踏まえ、『制度のはざまにいる人への支援』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

支援が必要な人の早期発見と必要な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 情報共有を進め、支援が必要な人や制度のはざまにいる人を早期に発見するとともに、地域でともに支え合い、助け合う仕組みづくりを推進する。</li><li>• 専門機関や関係機関等との連携を強化し、迅速な支援につなげていく。</li></ul>
--------------------	---

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>• 近所で困っている人がいたら、積極的に声かけをし、必要に応じて民生委員・児童委員等に連絡する等の対応を行う。</li><li>• ひとり暮らし高齢者や子育て家庭を温かく見守り、ちょっとしたことの手伝い等を行う。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要支援者の早期発見に努める。</li><li>• 日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助け合う。</li></ul>

<p>関係機関や団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引きこもりになりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、積極的に訪問活動を行う。</li> <li>• 民生委員・児童委員は、活動を通して、問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を発見し、市や関係機関につなげる。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多職種連携を図り、制度では支援できない人を支援する。</li> <li>• 総合相談などの体制を充実させ、制度並びに制度外などの支援を一元的に提供するよう取り組む。</li> <li>• 生活支援コーディネーターを中心に定期的な会議等の開催により最新の状況を把握する。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度のはざままでサービスが受けられない人について、分野を超えた支援策を検討する。</li> <li>• 支援が必要な人や制度のはざまにいる人を早期に発見し、適切にサービスにつなぐ仕組みづくりを検討する。</li> <li>• 児童や高齢者、障害のある人への虐待を防止するため、関係機関と連携して虐待の防止対策を推進する。</li> <li>• 広報紙等を活用して、虐待防止や自殺防止等の啓発を推進する。</li> <li>• 健康や心の相談窓口の充実を図る。</li> <li>• 要支援者世帯に対し、自立に向けた支援や訪問活動、相談支援等の適切な支援に努める。</li> </ul>

## 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

### 【施策の方向】

3 - 1 外出・移動支援の充実

3 - 2 災害時要援護者支援体制の強化

3 - 3 防犯活動の推進

### 3-1 外出・移動支援の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。

本市では、平成19年よりコミュニティバス「アコバス」を路線バスの補完的な役割とともに、高齢者等の買物や通院など、日常生活に必要な生活交通手段として運行してきました。

今後、高齢化にともない自分で移動手段を持たない市民の生活交通手段の維持・確保が重要となってきていることから、市民ニーズを把握しながら、利用しやすい地域の生活交通を目指していく必要があります。

また、外出支援サービス等の充実や、誰もが安全・快適に通行できる道路交通環境の充実にも努めていく必要があります。

これらを踏まえ、『外出・移動支援の充実』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

安心して移動や外出ができる環境づくり	• 危険箇所の解消、段差の解消、交通安全施設の整備を進める。
	• 路線バスの維持やコミュニティバス「アコバス」の利便性の向上など、地域の生活交通の確保に努める。
	• 高齢者や障害のある人の外出支援を推進する。



【推進に向けて各主体が担う役割】

<p>市民や家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子ども連れや高齢者、障害のある人等に必要に応じて支援したり、自動車の安全運転に心がける。</li> <li>• 移動支援ボランティアや関係機関・団体等が実施する交通安全教室等に参加する。</li> <li>• コミュニティバス「アコバス」を有効に利用する。</li> <li>• 違法・迷惑となる駐車・駐輪をしない。</li> </ul>
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域内で道路の危険箇所や不便な施設など、介助等支援が必要な場所の把握・点検を行い、地域で可能な改善に取り組む。</li> <li>• 関係機関や団体等が実施する交通安全教室等の開催に協力する。</li> <li>• 地域ぐるみでの道路の清掃に努め、歩きやすい歩行環境を創出する。</li> </ul>
<p>関係機関や団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通安全教室の開催等による交通安全に関する周知に努める。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙やホームページなどを活用し、外出や移動支援に関する情報を周知する。</li> <li>• 外出や移動に支援が必要な人にボランティアの調整を行い、支援を継続する。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要な箇所においてカーブミラー、ガードレール、視覚障害者誘導ブロック、視覚障害者用付加装置付信号機の設置など、交通安全施設の整備充実を図る。</li> <li>• 鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良、低床バスの導入促進など関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進する。</li> <li>• 地域住民、交通事業者等の関係者が協力し、地域主体の自主運行を含めて、地域ぐるみで生活交通を守る方策を検討する。</li> <li>• 高齢者等優待乗車カード「あこか」の販売を行う。</li> <li>• 外出支援サービス事業について、サービスの提供に努める。</li> <li>• 障害のある人の社会参加を推進するため、タクシーを利用した外出支援を行う。</li> </ul>

## 3-2 災害時要援護者支援体制の強化

地震や火災、風水害等の災害発生時には、高齢者や障害のある人等の災害時要援護者（避難行動要支援者を含む）はスムーズな対応が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制について、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要な課題となっています。

また、近年の大規模災害による犠牲者の多くが高齢者であるなど、災害時要援護者と呼ばれる人の被害が目立っていることから、防災対策における災害時要援護者の対策が大きな課題とされています。

さらに、高齢化や過疎化の進行により、地域コミュニティが低下していることも踏まえ、地域における自助、共助を再生するための取組が必要とされています。

これらのことから、本市では「災害時要援護者登録制度」を創設し、市と地域において要援護者の情報を共有することで、災害発生時の迅速な安否確認や避難支援が行える支援体制を整備しています。

また、自主防災組織や防災委員の設置のほか、地域自治協議会において、地域の安全・安心の確保を目標に、防災や減災活動の取組が行われています。

今後も災害時要援護者支援体制の一層の強化に努めるとともに、地域住民一人ひとりが防災の重要性を認識し、災害に対する日頃の備えを行うとともに、災害時に助け合う地域づくりを推進していく必要があります。

これらを踏まえ、『災害時要援護者支援体制の強化』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

自主防災意識の高揚及び活動組織の充実	• 一人ひとりが防災への意識を高め、防災に必要な知識を身につける。
	• 自主防災組織の活動支援など、地域防災力の向上に向けた取組を推進し、自主防災体制の強化を図る。
	• 区や自主防災組織、地域自治協議会が民生委員・児童委員等の福祉関係者と相互に連携し、災害時要援護者を支援する体制を構築する。
緊急時の情報体制の強化	• 情報伝達の強化をはじめ、情報弱者へのさまざまな情報伝達方法の整備に努める。
避難路・避難場所の周知	• 安全な避難路・避難場所の確保と周知に努める。
医療体制の確保	• 公立病院や市内の医療機関と連携し医療の提供体制を確立する。

【推進に向けて各主体が担う役割】

<p>市民や家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域が行う防災訓練や災害ボランティアに参加する。</li> <li>• 災害時要援護者の把握への理解を深め、協力する。</li> <li>• 災害時の避難路・避難場所を確認しておく。</li> <li>• 防災に対する関心を高め、応急手当や初期消火等の講習に積極的に参加する。</li> <li>• 災害時の非常持ち出し品の準備をしておく。</li> </ul>
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防団、自主防災組織、区、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等による連携体制を強化する。</li> <li>• 地域における防災訓練等の充実を図るとともに、災害時要援護者を含めた福祉マップを作成する。</li> <li>• 避難行動要支援者の個別支援計画策定に向けた検討を行う。</li> <li>• 地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人等に対し、「災害時要援護者登録台帳（避難行動要支援者台帳）」への登録を促す。</li> <li>• 区長や民生委員・児童委員は、地域内で災害時要援護者の情報を共有しておく。</li> <li>• 地域における避難訓練の実施に努める。</li> <li>• 災害情報等の地域における伝達体制の整備を図る。</li> </ul>
<p>関係機関や団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における自主防災活動へ参加するとともに、会員同士の連携体制を確保する。</li> <li>• 福祉施設等は災害時の緊急入所体制の確保に努める。</li> <li>• 福祉施設等における避難マニュアル等を作成し、万全な避難誘導体制を構築しておく。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害救援マニュアルの見直しを図るとともに、災害時における近隣の社会福祉協議会との連携体制を確保する。</li> <li>• 広報紙やホームページを活用して、災害時の支援ボランティアを募集する。</li> </ul>

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ホームページの防災情報や避難マニュアル等を活用し、広く市民に自主防災の重要性を周知する。</li> <li>• 自主防災組織の活動を支援するとともに、防災委員の育成及び指導を推進する。</li> <li>• 消防団、自主防災組織、区、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等の協力による災害時要援護者への支援体制づくりを推進する。</li> <li>• 災害時要援護者台帳（避難行動要支援者台帳）の適切な管理を行う。</li> <li>• 個別支援計画策定に向けた取組を行う地域に対して支援を行う。</li> <li>• 災害時要援護者の把握を行うとともに福祉施設との連携・協力により、災害時要援護者に対応した福祉避難所の確保に努める。</li> <li>• 保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障害のある人の避難生活に備えて、避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、避難後のケアに関するマンパワーの確保に努める。</li> <li>• 二次救急、三次救急施設の充実及び連携を図っていく。</li> </ul>
-----------	---

### 3-3 防犯活動の推進

青少年を取り巻く環境の悪化や地域における近隣意識の希薄化などにより、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの凶悪化が社会問題となっています。

また近年は、日中在宅している高齢者をねらった特殊詐欺やインターネットの利用が身近になったことにより子どもたちがネット犯罪に巻き込まれる危険性も増しています。

本市では、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、防犯協会等と連携を図り、防犯に関する各種啓発活動を行っています。

また、地域自治協議会における登校・下校時の見守り活動や地域と連携した学校の不審者対策等にも取り組んでいます。

今後も、行政、警察、地域が一体となって防犯活動を推進していくとともに、地域における自主的な防犯グループの育成や子ども・高齢者等の見守り、声かけ運動のより一層の充実など、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む必要があります。

これらを踏まえ、『防犯活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

#### 【推進方向】

防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯意識の高揚に向けた情報提供とともに、話し合いなどの情報の共有化を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・高齢者等の見守りなど、地域ぐるみの防犯活動を推進する。</li> </ul>

#### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭で防犯についての話し合いを行う。</li> <li>声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に参加する。</li> <li>日頃から近隣同士のあいさつや声かけを行う。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民・区・地域自治協議会・関係団体・学校・警察等が連携した防犯パトロール活動を実施する。</li> <li>隣近所の見守りや地域における福祉活動を推進する。</li> <li>地域ぐるみで、ひとり暮らし高齢者の見守りを行う。</li> <li>防犯につながる情報を警察署等から収集し、地域で情報の共有化を図る。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における防犯パトロール活動に協力する。</li> <li>区や地域自治協議会、老人クラブ等は、特殊詐欺等のさまざまな犯罪防止に関する啓発に取り組む。</li> </ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特殊詐欺等の被害防止に向け、各種の媒体を使用し、情報提供に努める。</li> <li>• 関係機関との協力のもと、情報収集やひとり暮らし高齢者宅等への訪問時に啓発を行う。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙や行事等による防犯意識の高揚に向けた啓発を図る。</li> <li>• 地域自治協議会や各地区の防犯グループ等の自主的な活動組織の育成強化を図り、子どもたちの見守り活動等の地域防犯活動を支援する。</li> <li>• 特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者等を対象に、警察の協力により防犯教室を実施する。</li> <li>• 朝来防犯協会の取り組みを支援するとともに、各種啓発等を実施する。</li> <li>• 子どもたちの登下校時等の安全確保のため、青色防犯パトロール車両による巡回を実施する。</li> <li>• 公園、道路等の適正な維持管理など犯罪の発生しにくい環境づくりを推進する。</li> <li>• 携帯電話やスマートフォンなどインターネットを使用した悪質な犯罪に対処する講習会や消費者トラブルに関する勉強会の開催を支援する。</li> </ul>

## 基本目標4 福祉サービスの利用支援と充実に向けた展開

### 【施策の方向】

4 - 1 情報を届ける仕組みの充実

4 - 2 相談体制の充実

4 - 3 権利擁護の推進

4 - 4 福祉サービスの質の向上

4 - 5 ケアマネジメントの充実

### 4-1 情報を届ける仕組みの充実

本市では、市役所の担当窓口や出先機関、広報紙やホームページをはじめ、社会福祉協議会等の関係機関より福祉に関するさまざまな情報提供を行っています。

今後も高齢者や視力・聴力に障害のある人に配慮した情報の伝達に加え、福祉サービスを利用していない人にも必要な情報が届くような体制づくりが必要です。

一方、近年の個人情報保護への過剰な反応等から、情報共有がなかなか進まない面もあり、関係者に一定のルールに基づいた情報提供など、適正な活用を行うことも必要となっています。

また、それぞれの団体や関係機関が持っているノウハウや各種情報を有効活用できるよう、行政と関係機関が互いに連携し、情報のネットワーク化や共有化の推進、福祉関連情報の一元化を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、『情報を届ける仕組みの充実』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

情報提供の充実	• 多様な媒体と手法により、情報を受け取る人に配慮した情報提供を充実する。
個人情報の保護	• 関係機関・団体等による情報の共有化とともに、プライバシー保護を踏まえた適切な情報の運用を行う。

## 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深めるとともに、積極的に活用していく。</li> <li>• 自分が欲しい情報を情報提供機関に伝える。</li> <li>• 出前講座や講習会等に積極的に参加する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害のある人、母子・父子家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組む。</li> <li>• 回覧、広報紙配布等の情報伝達に協力する。</li> <li>• 住民同士の声かけやあいさつを通して、隣近所の情報をお互いに共有する。</li> <li>• 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、区長の間で情報共有を進める。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当事者への情報提供を積極的に進める。</li> <li>• 関係機関・団体等として欲しい情報を行政や社会福祉協議会に伝える。</li> <li>• 行政、社会福祉協議会等と連携し、情報を共有化する。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙で新しく立ち上げられたグループの活動の紹介や地域ミニデイ、ボランティア活動グループの様子を伝える。</li> <li>• ホームページのブログでもグループの活動を紹介する。</li> <li>• 行政との情報提供に関する役割分担のもと、分かりやすく的確な情報の提供を実施する。</li> <li>• 地域での福祉懇談会等での情報提供を充実する。</li> <li>• 行政、関係機関・団体等と連携し、情報を共有化するなど双方向に情報が流れるような仕組みをつくる。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙やホームページの情報内容の充実を図るとともにケーブルテレビの活用など、多様な方法による情報提供を進める。</li> <li>• 市と社会福祉協議会における情報提供の連携を強化するとともに、分かりやすく的確な情報の提供を実施する。</li> <li>• 社会福祉協議会や関係機関、団体、事業者等と連携を密にし、情報提供や情報の交換、共有化を推進する。</li> <li>• 個人情報をも有効に活用するためのルールづくりについて検討する。</li> <li>• 情報の取得が困難な人に確実に情報を提供するため、直接顔を合わせる対面式による情報提供を行う。</li> </ul>



## 4-2 相談体制の充実

本市では、市役所の担当窓口や出先機関はもとより、民生委員・児童委員、福祉委員、母子・父子自立支援員、家庭相談員、障害者相談員などが地域での身近な相談窓口として活動しています。

しかし、地域の中には、相談先が分からない市民や相談できずにいる市民がまだまだ潜在していることが想定されます。

このため、相談窓口の周知徹底を図るとともに、すべての地域でさまざまな困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や、窓口間のネットワーク化、さらには関係団体と連携した総合的な相談体制の構築を推進していくことが必要です。

また、複雑・多様化する相談に対応するため、専門的知識の豊かな人材を配置することも必要です。

これらを踏まえ、『相談体制の充実』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談窓口の周知、関係機関・団体等の連携による相談支援体制を強化する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修などの充実による相談員の資質向上をはじめ、専門的な人材を確保する。</li> </ul>
民生委員・児童委員等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等への情報提供を充実するなど、身近なところで気軽に相談できる体制を充実する。</li> </ul>

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>市や関係機関等の広報紙・ホームページ等を活用して、相談窓口や相談事業を把握する。</li> <li>社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に参加する。</li> <li>困りごとや不安なことなど、相談窓口や民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会等に気軽に相談する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の連絡先等の理解を深めるとともに、福祉について話し合う機会をつくる。</li> <li>民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員による地域活動やボランティア活動への支援とともに、身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を増やし、地域で解決できる体制づくりを進める。</li> </ul>

関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、障害者相談員による地域活動を推進する。</li> <li>• 会員相互の情報交換等を進めるとともに、行政や関係機関が実施する研修等に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。</li> <li>• 施設の24時間機能を活用し、いつでも相談が受けられる基盤をつくる。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区、地域自治協議会、各種団体との連携を深め、情報共有を図る。</li> <li>• 総合的に相談が受けられる体制を整備する。</li> <li>• 職員による地域支援体制の充実を図り、地域の身近な相談員としての機能を充実する。</li> <li>• 関係機関と連携し、情報を共有することによって的確な相談対応を目指す。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種相談窓口の周知徹底と市民への利用を呼びかける。</li> <li>• 利用者が使いやすい窓口機能の充実を図る。</li> <li>• 情報収集や専門機関との連携を強化し、相談内容の充実に努めるとともに、個人情報の保護に留意しながら社会福祉協議会や関係機関等との相談内容の共有による迅速な支援の展開につなげる。</li> <li>• 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、障害者相談員など、地域で相談活動にあたる関係団体等との連携を密にするとともに、情報提供や情報交換、情報の共有化を推進する。</li> <li>• 虐待（児童・高齢者・障害者）、DV、子育て、介護、障害、介護予防、健康づくり、教育など、多岐にわたる福祉課題に対応した相談や支援に対応できる体制整備と情報の共有化を推進する。</li> <li>• すべての相談窓口や相談事業等を一覧表で整理し、ホームページ等に掲載する。</li> <li>• さまざまな相談に対し、適切できめ細かな対応ができるよう、研修等を通じて相談員の資質や専門性の向上、並びに人材の確保に努める。</li> </ul>

## 4-3 権利擁護の推進

認知症高齢者や障害のある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約等の行為の際に、判断が難しく不利益を被る人がいます。

こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには利用を援助する仕組みも整備されています。

本市では、広報紙での掲載やパンフレットの作成・配布等により、権利擁護に関する制度や事業の普及・啓発を進めておりますが、実際に利用される方は少ないのが現状です。

今後は、認知症高齢者や障害のある方への福祉サービスの利用援助や財産管理、日常生活における援助など、権利擁護に関する支援や相談の増加が予想されるため、両制度の更なる啓発活動と円滑な制度利用に向けた支援を推進していく必要があります。

また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別などの権利侵害行為の禁止等が定められました。

これらを踏まえ、『福祉サービス利用者の権利擁護』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

制度や事業の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度や日常生活自立支援事業、利用支援の仕組み等を知り、活用するメリットを理解する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者や障害のある人等の権利擁護相談など、社会福祉協議会や関係機関相互の連携を強化し、権利擁護の推進を図る。</li> </ul>

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度や事業への理解を深める。</li> <li>必要に応じて制度や事業を利用する。</li> <li>悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の被害に遭わないように注意する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政や社会福祉協議会との連携を図りながら、地域住民への情報提供を行う。</li> <li>民生委員・児童委員は、制度を必要とする対象者の把握や対象者への情報提供を行う。</li> <li>高齢者等が悪質な訪問販売の被害者とならない地域づくりに努める。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度や事業への理解を深めるとともに、対象となる人への情報提供を行う。</li> </ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙やホームページだけでなく、あらゆる機会でも福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進に向けた周知を行う。</li> <li>• 専門員や生活支援員の資質向上により、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施体制を強化し、相談支援の充実に努める。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害に対する差別や偏見がなく、障害のある人もない人もともに幸せに暮らすことのできる共生社会の実現に向けて市民意識の醸成に努める。</li> <li>• 障害者差別の解消に向け、社会や生活の中にあるさまざまなバリア（事物・制度・慣行・観念）を取り除くために、率先し取り組むとともに啓発を行う。</li> <li>• 広報紙等の活用による成年後見制度や日常生活自立支援事業の更なる周知を行う。</li> <li>• 地域包括支援センターや障害者相談支援事業において、認知症高齢者等や障害のある人を対象とした権利擁護事業を展開し、地域で安心して過ごせるよう支援を行う。</li> <li>• 成年後見制度利用支援事業の周知徹底と利用促進を図る。</li> <li>• 日常生活自立支援事業利用料の一部を助成する。</li> </ul>

## 4-4 福祉サービスの質の向上

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けていくためには、必要な諸サービスが身近に整備され、安心して利用できる環境であることが重要です。

複雑多様化する市民の福祉ニーズに応じ、きめ細かなサービスを提供するためには、福祉分野における各事業計画に基づく計画的な基盤の整備とともに、サービスの質的向上を図る仕組みも求められます。

また近年では、生活保護を受けていないものの、将来生活保護に至る可能性の高い生活困窮者が増加していると言われており、平成27年には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

こうした状況を踏まえ、住民のニーズや制度のはざまの問題、複合的課題に対応した福祉サービスを確保するために、『福祉サービス等の基盤整備と質の向上』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に福祉サービスが提供されるよう充実に向けた仕組みづくりに取り組む。</li> </ul>
虐待やDVなどの防止や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や子ども、障害者等に対する虐待やDVの予防・早期発見・早期対応を図る。</li> </ul>
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員や関係機関と連携し、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の早期把握に努める。</li> <li>包括的かつ継続的な相談支援などを実施し、ハローワーク等と連携しながら自立に向け、就労支援を図る。</li> </ul>

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス内容の理解を深める。</li> <li>サービス提供事業者や行政等に、サービスについての意見や要望を伝える。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で必要な活動やサービスの創出に取り組む。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域等との連携を図りながら、必要な活動やサービスの創出に取り組む。</li> <li>サービス提供事業者は、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。</li> <li>サービス提供事業者は、苦情相談窓口を設置し、苦情の適正な解決に努めるとともに、研修等による技術の向上と意識啓発を図る。</li> </ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民の福祉ニーズを把握し、必要なサービスの開発や関係機関との協働による事業等に取り組む。</li> <li>• サービス提供事業者として、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。</li> <li>• 今後必要と思われる事業の研究開発に取り組む。</li> <li>• 食の確保に向けた食材及び食事提供サービスのシステム化を検討する。</li> <li>• 市民とサービス事業者の協働による中間デイサービスシステムを検討する。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画に基づく福祉サービスの基盤整備や関連施策を推進するとともに、各計画の達成状況の評価を実施する。</li> <li>• サービス提供事業者との定例会等を開催し、情報の交換や提供など、連携体制の確保に努めつつ、サービス提供事業者への指導やサービス基盤を確保する。</li> <li>• NPO法人の高い専門性に応えるため、県と連携し、情報提供や相談支援など活動を支援する。</li> <li>• 県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に促進するとともに、地域自立支援協議会の体制や機能等にあわせて、市における第三者評価の体制づくりを検討する。</li> <li>• 福祉サービス利用者の立場に立った苦情解決の仕組みや第三者評価事業の仕組みについて、広報紙等において市民に周知する。</li> <li>• 生活困窮状態から脱却するための就労相談やプラン作成などにより、生活困窮者の自立や生活の改善につなげる。</li> <li>• 児童や高齢者、障害のある人への虐待やDVの防止に向けて、早期発見と迅速な支援を行うため、関係機関と連携して啓発に取り組む。</li> <li>• 公立病院の医師確保や診療科目の充実、二次救急体制の充実等により、市民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供を働きかける。</li> <li>• 公立病院、民間病院、一般診療所との連携による包括的な地域医療体制の構築を図る。</li> <li>• 訪問看護など高齢世帯の増加にともなう在宅医療ニーズや、障害のある人の地域生活の支援に対応した医療サービスの提供に努める。</li> <li>• 南但休日診療所を運営するとともに、公立病院における救急医療体制の充実や、ドクターヘリ、ドクターカーの運用により高度救急医療が受けられる体制の充実を働きかける。</li> </ul>

## 4-5 ケアマネジメントの充実

市民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることも多く、また、サービスの内容が福祉分野に限られるわけではありません。

そのため、保健・医療・福祉が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、そのための手法としてサービスをマネジメントする仕組みが重要となります。

本市では、地域包括支援センター運営協議会を定期的で開催しているほか、必要に応じて、地域ケア会議や個別支援会議、サービス担当者会議を開催し、状態に応じたケアマネジメントを推進しています。

今後は、高齢者や障害のある人に限らず、すべての市民の生活の質を高めるとともに、地域福祉を推進していく上でもケアマネジメントの充実を図ることが必要です。

これらを踏まえ、『ケアマネジメントの充実』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

サービス総合調整の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉関係者からなるサービスの総合調整体制の機能強化とケアマネジメント能力の向上に努める。</li> </ul>
-------------	--

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供事業者は研修を積極的に実施するなど、スタッフの資質向上を図る。</li> <li>行政との連携を密にし、市におけるケアマネジメント体制の強化に協力する。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防マネジメントの体制強化等に引き続き協力するとともに、関係機関と連携しながら効果的な事業の実施を検討する。</li> <li>行政等と連携して、連絡会議や研修会を開催し、情報を共有しつつ、地域の福祉ニーズへの対応を図る。</li> <li>内部でサービス調整に向けた連携会議などを開催し、総合的な支援を行う。</li> <li>地域包括ケアシステム体制の確立に向けての生活支援コーディネーター活動を展開する。</li> </ul>

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後も地域ケア会議、個別支援会議を定期的に開催し、高齢者や障害のある人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう総合調整を実施する。</li> <li>• 地域包括支援センターを核とした総合相談体制の充実を図るとともに、関係機関等が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図る。</li> <li>• ケアマネジメントの質の向上を図るため、サービス提供事業者との連携会議やケアプラン事例検討会等を開催し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努める。</li> <li>• 保健・医療・就労・教育等の分野も視野に入れたケアマネジメント制度の導入を検討する。</li> </ul>
-----------	---



## 基本目標5 地域福祉社会形成の基盤強化

### 【施策の方向】

#### 5 - 1 公共施設の有効利用・充実

### 5-1 公共施設の有効利用・充実

市民が主体的に地域福祉活動を行うためには、誰でも気軽に活用でき、話し合いや交流等ができる拠点が必要です。

市内には、福祉関係施設をはじめ、教育や文化、スポーツ、コミュニティなど、さまざまな分野の公共施設があり、こうした施設を福祉活動拠点として有効利用を図るとともに、空き教室や空き店舗、空き家等も効果的に利用することが求められます。

今後は、地域の身近な地域福祉活動やコミュニティ活動の拠点として、既存公共施設や空き店舗、空き家等を気軽に利用できるような環境づくりを進めていく必要があります。

これらを踏まえ、『公共施設の有効活用・充実』のために、次のような取組を実施していきます。

### 【推進方向】

市民活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動や情報交流の拠点となる場の確保に努める。</li> <li>既存公共施設の多目的利用を推進する。</li> </ul>
既存施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習センターの機能整備とネットワーク体制を充実する。</li> </ul>

### 【推進に向けて各主体が担う役割】

市民や家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設を積極的に利用する。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で管理する施設の有効活用を図る。</li> <li>公共施設を積極的に利用する。</li> <li>地域の既存施設の安全性確保と適正な管理・運営に努める。</li> </ul>
関係機関や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設を積極的に利用する。</li> </ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の公民館に限らず、地域の方々が集まる場所などを把握し、地域ミニデイなど情報発信やミニデイ等交流の場として活用する。</li> <li>• 「とまり木サロン」のような場所の活用を呼びかけ、支援していく。</li> <li>• 「中間デイ」「一日食堂」「交流カフェ」「地域ミニデイ」等の拠点としての活用を検討する。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の連携による施設間における役割等の調整を行い、既存施設の有効活用を図る。</li> <li>• サロン活動のように、誰もが気軽に交流し、支え合い活動を行う交流拠点づくりに努める。</li> <li>• 地域の公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、利用要件の緩和や利用についてのニーズ把握を行う。</li> <li>• 広く市民に対し、活動拠点の情報提供を行う。</li> </ul>

---

## 第5章 計画の推進

---

# 1 各主体の地域福祉への積極的な参加

本計画は、計画の基本理念である『地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち』の実現を目指して、市民と行政、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むものです。

私たち市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが求められます。

また、計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で活動している各種団体、そして行政が、計画の中に盛り込まれた施策の方向ごとにある「推進方向」や「推進に向けて各主体が担う役割」を踏まえて、地域福祉の活動を積極的に実践していく必要があります。



## 2 地域福祉の推進・調整役

### 2-1 社会福祉協議会

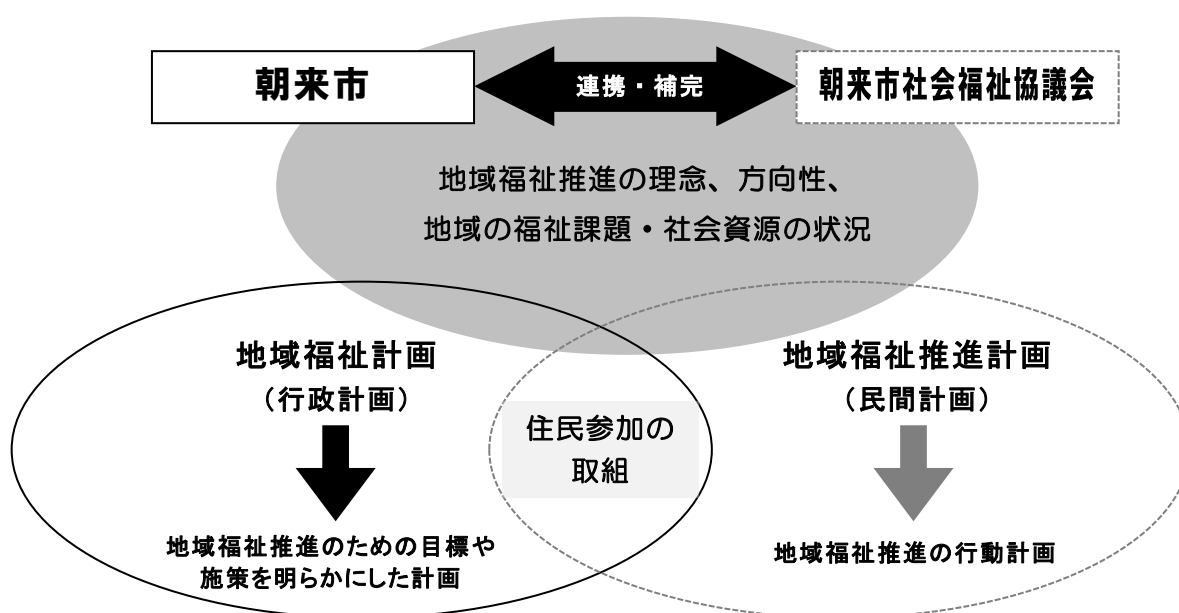
社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中核として位置づけられています。

朝来市社会福祉協議会は、地域のさまざまな団体で構成され、従来から地域住民の主体的な参加により、福祉のまちづくり活動を推進しています。

また、平成28年度から32年度までの地域福祉ビジョンである『第2次朝来市地域福祉推進計画』を策定し、“「地域が新しい家族」のまちづくり 5か年計画”をスローガンに、地域に密着したさまざまな事業や活動を実施しています。

さらに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

今後も、市と社協が連携しながら、同じ目標に向かって本計画に基づく各施策について推進していきます。



※ 社会福祉協議会（社会福祉法第109条から抜粋）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、……（以下 省略）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※ 地域福祉推進計画

社会福祉協議会が策定する地域福祉の実践計画です。行政計画である「地域福祉計画」を踏まえ、社会福祉協議会が軸となる地域福祉活動について、体系的かつ年度ごとに展開方法・内容等を取りまとめるものです。

## 2-2 行政機関

地域福祉を実践する際に重要な役割を担うのは、市民や関係団体等の自主的な取組ですが、その自主性の発揮をさまざまなかたちで支援する意味で、市をはじめとする行政機関の推進・調整役として機能が重要と考えます。

このため、行政機関は関係機関や各種団体などの相互の連携・協力を図るとともに、福祉に関する相談支援や情報提供の充実などにより、市民や関係機関・団体の活動を支援していきます。

また、行政機関は子ども・子育て世帯、障害者、高齢者などを対象とした福祉分野の事業計画等を個別に策定し、計画的にサービスや環境の整備に取り組んでいます。個々の事業計画等は、その基礎とも言える地域福祉の考え方を踏まえるため、福祉分野の横断的な連携を確保するために、地域福祉を推進・調整していきます。

市が主体となって取り組むべき施策の推進にあたっては、部門を超えた連携を図るため、必要に応じて庁内に保健福祉部門、教育部門、情報部門等から構成されるプロジェクトチームを組織し、業務内容の検討や情報交換、進行管理にともなう施策の進捗状況の把握に努めます。

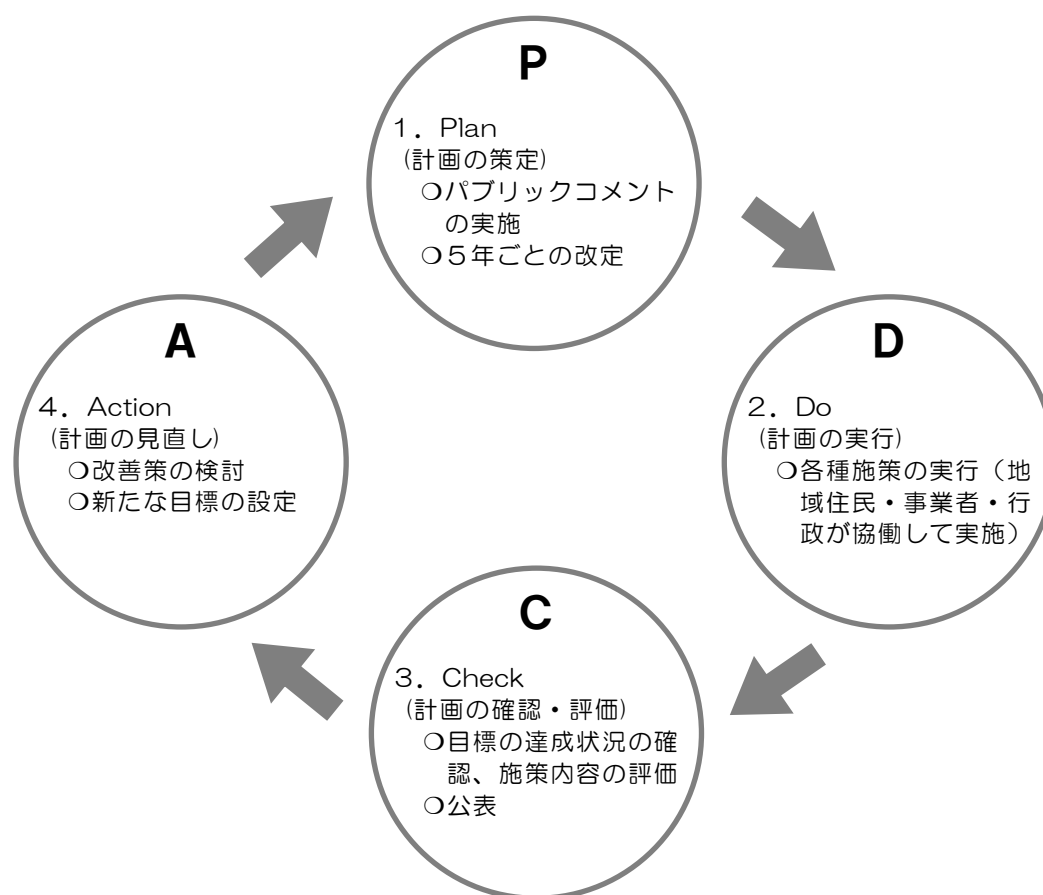
### 3 計画内容の点検と評価

計画の進行管理は、福祉分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

点検・評価は、PDCA サイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

また、中間年（平成31年度）には、中間評価を行い、その内容を公表します。

なお、地域福祉に関する情報は、市の広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に周知していきます。







---

## 資料

---

# 1 計画策定委員会

---

## 1-1 設置要綱

---

朝来市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、朝来市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、朝来市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年9月5日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 1-2 委員名簿

### 朝来市地域福祉計画策定委員会委員名簿

代表区分	氏名	所属	役職名
学識経験者	日下部 謙一	朝来市民生委員児童委員連合会	会長
地域団体の代表者	山本 信一	竹田地域自治協議会	会長
	齊藤 晃	朝来市老人クラブ連合会	会長
	足立 春美	朝来市婦人共励会	会長
	福島 忠治	朝来市連合PTA協議会	会長
	松本 みゆき	あさごハーパーズ	代表
福祉、保健関係者	西垣 佳生	社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会	次長兼総合支援課長
	種谷 啓太	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	真生園施設長
	松下 憲司	朝来市身体障害者福祉協会	会長
公募委員	谷川 晃		
関係行政機関	二位 ゆかり	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所	地域保健課長
	田畑 茂美	兵庫県但馬県民局但馬長寿の郷	地域ケア課長
	石田 修	朝来市福祉事務所	所長

### 事務局

氏名	所属	役職名
竹村 万美子	朝来市健康福祉部社会福祉課	課長
細井 香		副課長
北島 周		係長

## 2 策定経過

時 期	会議・内容
平成 28 年 11 月 28 日	第 1 回朝来市地域福祉計画策定委員会 委員委嘱 委員長及び副委員長の選任 地域福祉計画の策定について 計画策定のスケジュールについて 関係団体等意向調査の実施について
平成 28 年 12 月	関係団体等意向調査の実施
平成 29 年 1 月 13 日	第 2 回朝来市地域福祉計画策定委員会 関係団体等意向調査の結果報告 現行計画の評価・検証について 基本課題の検討 計画の基本方向について
平成 29 年 2 月 13 日	第 3 回朝来市地域福祉計画策定委員会 計画素案の検討
平成 29 年 2 月 20 日～3 月 10 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月 21 日	第 4 回朝来市地域福祉計画策定委員会 パブリックコメントの結果報告 計画案の検討、承認

## 3 用語解説

---

### か行

#### ケアプラン

個々のニーズに合わせた適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーを中心に作成される介護計画のこと。

#### ケアマネジメント

福祉サービスを利用する本人の状態や生活状況を把握した上で、本人が望む生活を送れるよう、サービスを組み合わせ、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務のこと。

#### ケアマネジャー

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。別名「介護支援専門員」。

#### 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人の割合のこと。

### さ行

#### 災害時要援護者

自分の身に危険が差し迫った場合、適切な行動をとる能力（行動能力）の面で、ハンディキャップのある人びとを総称する概念のこと。

#### 自立支援医療受給者

心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。（平成 17 年度までの精神障害者通院医療、身体障害者の更生医療、障害児の育成医療が該当）

#### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）、免疫機能障害のある人に交付される手帳のこと。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害の状態にある人に交付される手帳のこと。

## 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が不十分な人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をすること。

## た行

### 第三者評価

サービス提供事業者が実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

### 地域コミュニティ

地域の高齢者等を対象に集会所などで、レクリエーション、会食会、健康体操等の活動を行い、生きがいづくりや介護予防を行う取組。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。

### 地域包括支援センター

高齢者の日常生活、栄養、環境などの包括的な管理のため、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士などが連携して包括的・継続的マネジメントなどを行う中核的施設のこと。

### 地域ミニデイ

介護保険法の適用を受けない範囲で、地域のボランティアが運営するデイサービスのこと。

## な行

### 日常生活自立支援事業

高齢者や障害のある人で判断能力が十分でない人、または日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある人に対して、指導援助等を行うサービスのこと。

### ノーマライゼーション

「障害のある人など、社会的な制限を受ける人々を当然に包含するのが通常の世界であり、誰もががあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしよう」という考え方のこと。

## は行

### パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に意見を・情報・改善案などを求める手続のこと。

## バリアフリー

狭い意味では、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障害のある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会・制度・習慣・心理・物質・教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

## ハローワーク

厚生労働省設置法第 23 条に基づき設置される公共職業安定所のこと。

## ブログ

ウェブログ（WebLog）の略称で、ホームページ（インターネット）の一形態のこと。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。

## や行

### ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、より多くの人が使しやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

### 要支援・要介護認定者

介護保険を利用する際に必要な要介護認定を受け、要支援または要介護と認定された人のこと。要介護認定は、要支援 1、要支援 2、要介護 1、要介護 2、要介護 3、要介護 4、要介護 5 の 7 区分。

## ら行

### ライフステージ

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

### 療育手帳

知的障害者（児）に対して指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。



## 英字

### Facebook

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の一種類のこと。

### NPO

Non Profit Organization の略で、非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動を行う組織・団体。ボランティアグループや住民団体など非営利活動を目的とする団体に法人格を与え、住民の社会貢献活動を促進するために、平成 10 年に「NPO法（特定非営利活動促進法）」が制定された。



## 第3期朝来市地域福祉計画

---

発行日：平成 29 年 3 月

発 行：朝来市

編 集：朝来市 健康福祉部 社会福祉課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL 079-672-3301 (代表)

FAX 079-672-4041

ホームページ <https://www.city.asago.hyogo.jp/>

---